

第7期五泉市障がい福祉計画
第3期五泉市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

五 泉 市

はじめに



本市は、平成29年4月に将来像を「ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～」と定めた五泉市第2次総合計画をスタートし、まちづくりを進めてまいりました。令和3年度までの期間を前期計画期間、令和4年度から令和8年度を後期計画期間とする計画を策定し、市民の皆さまが、ずっと本市で暮らすことができるよう、より良い未来に向かってまちづくりに取り組んでおります。

まちづくりのキーワードのひとつとして、市民一人一人が「障がい」に対する理解を深め、誰もが住み慣れたこの五泉の地域で安心して暮らすことができるまちを目指す、としております。

我が国をはじめ、世界に通ずる理念として、ノーマライゼーションという言葉があります。ノーマライゼーションとは、障がいのある人が地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方であり、本市はこの理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図る施策を行い、主体性を尊重する取り組みを推進してまいります。

この度、障がい福祉サービスに係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、あらたに令和6年度から令和8年度までの計画である「第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

本計画を、地域全体の理解とともに、着実に進め実現していくことが、市民一人一人の幸せへと繋がっていると確信しておりますので、市民の皆さまをはじめ、関係の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただきました五泉市障がい者総合支援協議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに、改めまして感謝申し上げますとともに、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

五泉市長 田邊正幸

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 障がい者施策の動向	2
第3節 計画の位置づけと法的根拠	3
第4節 計画の策定方法	5
第2章 五泉市における障がい者の状況	6
第1節 障がい者等の状況	6
(1) 身体障がい者	6
(2) 知的障がい者	9
(3) 精神障がい者	10
(4) 難病患者数と指定難病数の推移	12
(5) 療育教室における幼児数の推移	13
(6) 特別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校における児童・生徒数の推移	14
第2節 障がい福祉サービス等についての意見・要望	16
(1) アンケート調査	16
(2) 事業所アンケート調査	28
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 計画の基本理念	37
第2節 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方	38
(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援	38
(2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援	38
(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進	39
(4) 相談支援体制の充実	39
第3節 障がい児支援体制の基本的な考え方	40
(1) 療育体制の充実	40
(2) 障がい児通所支援等の充実	40
(3) 切れ目のない支援体制の構築	40
第4節 地域生活支援事業に関する基本的な考え方	41
(1) 相談支援事業	41
(2) 成年後見制度利用支援事業	41
(3) 意思疎通支援事業	41
(4) 日常生活用具給付等事業	41

(5) 移動支援事業	41
(6) 地域活動支援センター事業.....	41
(7) 任意事業	41
第5節 サービスの体系	42
第6節 サービス事業所等	43
第4章 第7期障がい福祉計画	44
第1節 第6期計画（令和5年度）の数値目標の実施状況.....	44
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	44
(2) 地域生活支援拠点等の整備.....	45
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	46
(4) 相談支援体制の充実・強化等.....	49
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	51
第2節 第7期計画（令和8年度）の数値目標.....	52
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	52
(2) 地域生活支援の充実	53
(3) 福祉施設から一般就労への移行等.....	55
(4) 相談支援体制の充実・強化等.....	58
(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	60
第3節 第7期計画（令和6～8年度）障がい福祉サービスの見込量.....	61
(1) 訪問系サービス	61
(2) 日中活動系サービス	66
(3) 居住系サービス	77
(4) 相談支援	80
(5) 発達障がい者等に対する支援.....	83
(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	85
(7) 地域生活支援事業	88
第4節 サービス量の確保策	103
第5章 第3期障がい児福祉計画	106
第1節 第2期計画（令和5年度）の数値目標の実施状況.....	106
(1) 障がい児支援の提供体制	106
(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等.....	107
第2節 第3期計画（令和8年度）の数値目標.....	108
(1) 障がい児支援の提供体制	108
(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等.....	109
第3節 第3期計画（令和6～8年度）障がい児福祉サービスの見込量.....	110

(1) 障がい児通所支援	110
第4節 サービス量の確保策	115
第6章 計画の推進	116
(1) 計画の評価・見直し	116
(2) 計画の推進体制の確保	118
〈資料編〉	119
(1) 五泉市障がい者総合支援協議会設置要綱.....	119
(2) 五泉市障がい者総合支援協議会組織図.....	121
(3) 五泉市障がい者総合支援協議会委員名簿.....	122
(4) 五泉市障がい者総合支援協議会開催経過.....	123
(5) 障害者基本法（抜粋）	124
(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）	132
(7) 児童福祉法（抜粋）	135

「障がい」の表記について

五泉市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、この計画を含めて原則的に“ひらがな”で表記することとしました。ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

これまで本市では、計画期間を1期6年とする「障がい者計画」と、3年ごとに策定している「障がい福祉計画」があり、計画的な障がい者施策の推進を行ってきました。

わが国においては、平成19年に障害者権利条約に署名した後、障害者基本法の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などの関係法令の整備を進め、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准するとともに、平成28年から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されています。

平成25年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害のある人が自らの望む地域生活の実現を目的として、定期的に改正されています。令和6年4月に施行される障害者総合支援法等においては、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置が講じられました。

障害者基本計画については、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されました。この計画では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしています。基本原則としては、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3点があげられています。

本市では、令和3年3月に、「第3次五泉市障がい者計画」及び「第6期五泉市障がい福祉計画」「第2期五泉市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉の推進に取り組んできました。今回、「第6期五泉市障がい福祉計画」「第2期五泉市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、「障害者総合支援法」の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念及び本市のノーマライゼーション¹という理念を実現するために、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期五泉市障がい福祉計画」「第3期五泉市障がい児福祉計画」を策定しました。

¹ ノーマライゼーションとは、障がいのある人が、地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方をいいます。

第2節 障がい者施策の動向

① 地域共生社会の実現に向けた取組み

わが国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

令和2年6月に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。今後、市町村においては、障がいのある人も含め、個人や世帯が抱える多様な問題に対応できるよう、制度・分野ごとの枠組みを超えた相談支援体制等の充実が求められます。

② 障がい者施策動向

近年、わが国における障がい者施策は、さまざまな関係法令の整備や障害者差別解消法の改正等が進められています。

■ 障がい者施策に関する法制度の動向

平成 24 年	・「障害者虐待防止法」施行	POINT 「障害者差別解消法」 ・社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮の義務化
平成 26 年	・「障害者権利条約」批准	
平成 28 年	・「障害者差別解消法」施行 ・「発達障害者支援法」改正	POINT 「医療的ケア児法」 ・医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的 ・国や地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する
平成 30 年	・第4次「障害者基本計画」策定 ・「障害者文化芸術推進法」施行 ・改正「バリアフリー法」施行	
令和元年	・「障害者雇用推進法」改正	
令和2年	・「聴覚障害者等電話利用円滑化法」制定	
令和3年	・改正「障害者差別解消法」公布 ・「医療的ケア児支援法」施行	
令和4年	・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ・「改正児童福祉法」公布 ・「障害者総合支援法等一部改正法」公布	POINT 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定
令和5年	・第5次「障害者基本計画」策定 ・改正「精神障害者保健福祉法」施行	

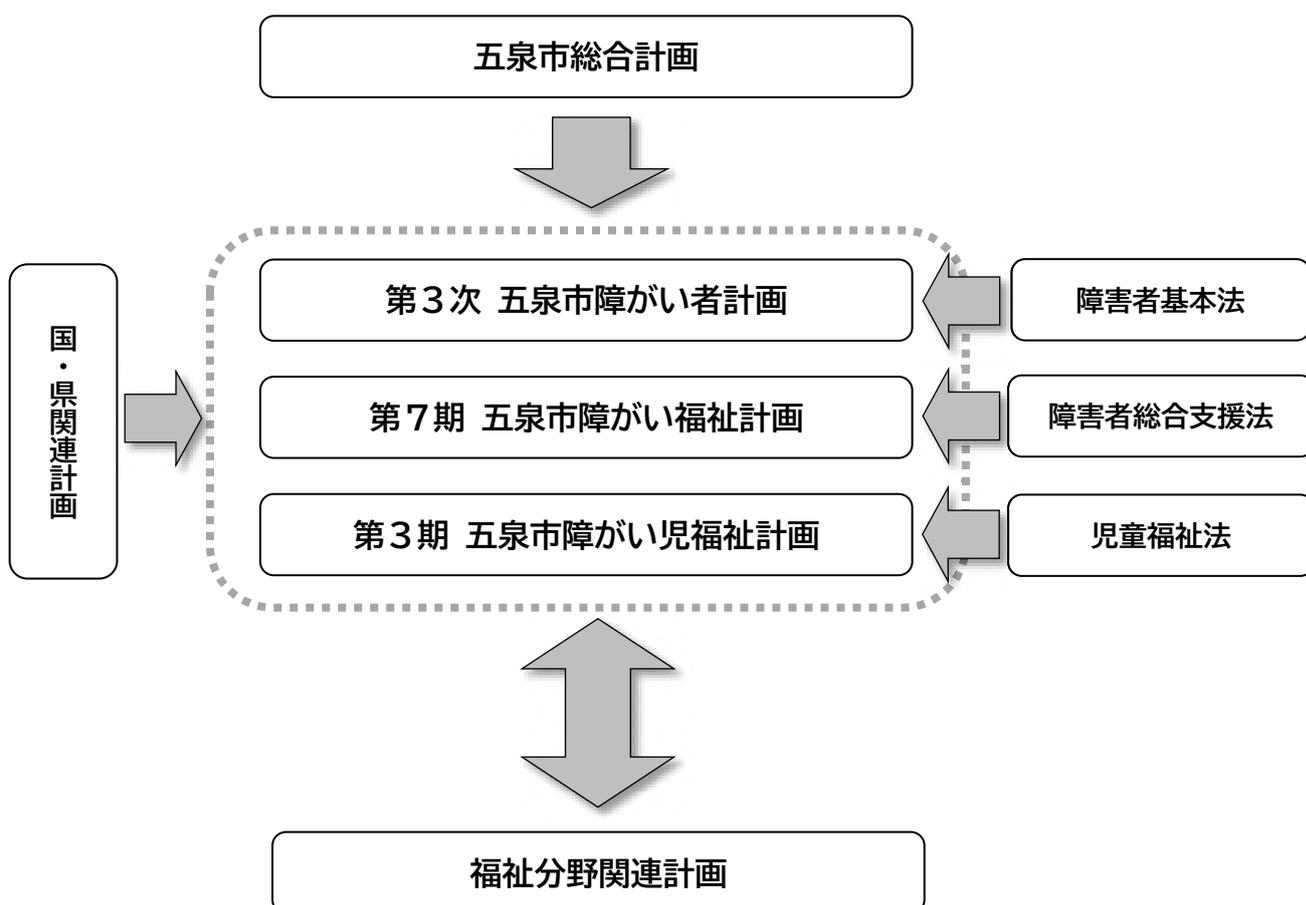
第3節 計画の位置づけと法的根拠

① 計画の位置づけ

本計画は、五泉市総合計画の実現に向けた計画であり、国及び県の計画に即しながら、本市の福祉分野関連計画とも連携し、障がい福祉施策の現状と課題を明らかにし、障がい福祉施策を総合的に推進するための基本方針を示すものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づいた、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画、また、障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づいた、障がい児通所支援の提供体制の確保に関する計画となっており、本市の関連計画との整合性を図り策定しました。

■主な関連計画との位置づけ



② 計画の期間

「第7期 五泉市障がい福祉計画」および「第3期 五泉市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。令和9年度から始まる次期計画は、令和8年度に見直しをする予定です。

なお、一体的に策定している「第3次五泉市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。令和9年度から始まる次期計画は、令和8年度に見直しをする予定です。

■計画の期間について

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
五泉市障がい者計画	第3次 五泉市障がい者計画 (6年間)						見直し
五泉市障がい福祉計画	第6期 五泉市障がい福祉計画 (3年間)			第7期 五泉市障がい福祉計画 (3年間)			見直し
五泉市障がい児福祉計画	第2期 五泉市障がい児福祉計画 (3年間)			第3期 五泉市障がい児福祉計画 (3年間)			見直し

第4節 計画の策定方法

① 策定の体制

庁内において関係各課との障がい者施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、現行計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

▶ 五泉市障がい者総合支援協議会（素案の審議）

障がい者等の保健福祉事業または活動に携わる者で構成することとし、3回の協議会を開催しました。

▶ アンケート調査

障がい者及びその家族等の生活課題や障がい者施策・サービスに対する計画対象者の評価やニーズ等の実態を把握するためにアンケート調査を行いました。

また、関連福祉施設・企業等に、障がい福祉サービス提供の協働体制や課題等についてアンケート調査を行いました。

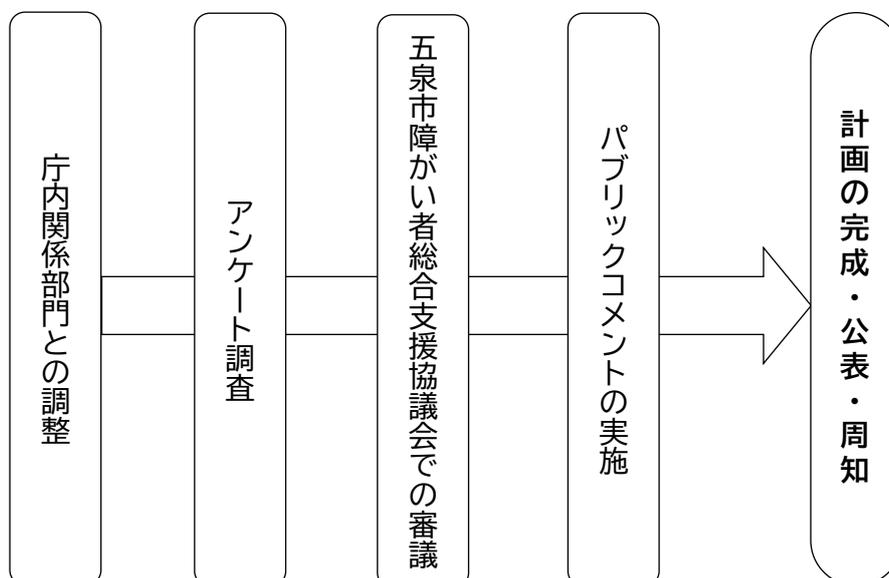
▶ 庁内関係部門との調整（施策・事業の調整）

施策・事業に関連性のある庁内部門と適宜調整を行い、各所管計画との整合、障がい者施策の検討等を行いました。

② 市民意見・当事者意見の把握

次のとおり、パブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

■ 市民意見・当事者意見把握の流れ



第2章 五泉市における障がい者の状況

第1節 障がい者等の状況

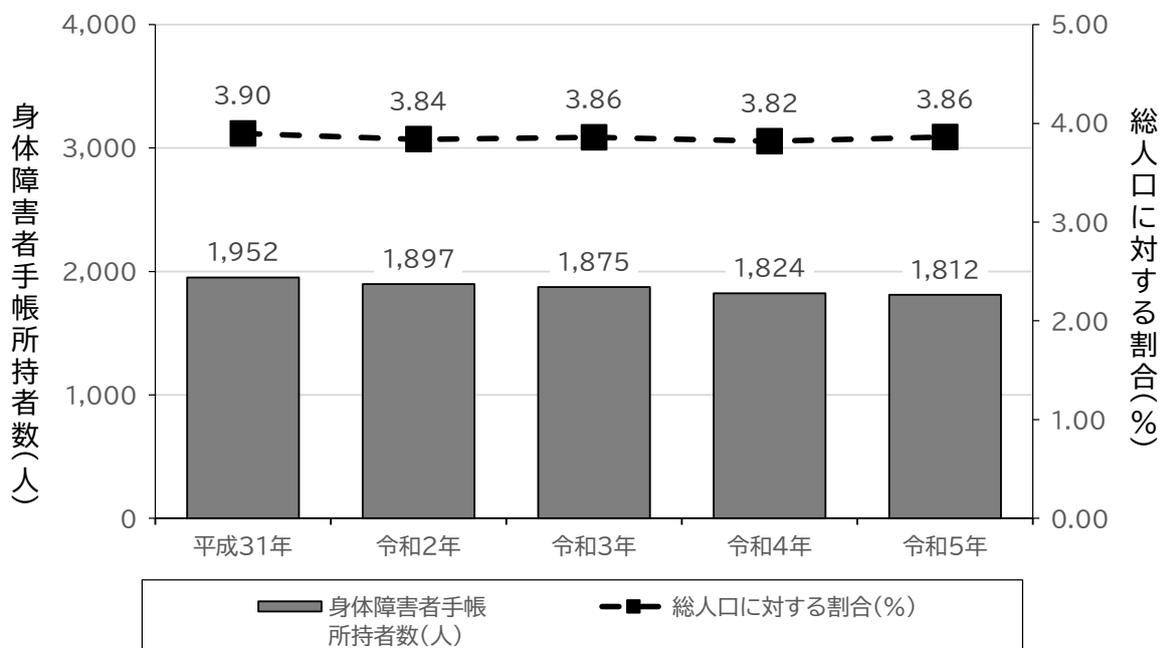
(1) 身体障がい者

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在 1,812 人であり、若干減少傾向にあります。総人口に占める割合は 3.86%と、横ばいで推移しています。

【身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）】

区分	総人口 (人)	身体障害者手帳 所持者数(人)	総人口に対する 割合(%)
平成31年	50,086	1,952	3.90
令和2年	49,426	1,897	3.84
令和3年	48,612	1,875	3.86
令和4年	47,776	1,824	3.82
令和5年	46,931	1,812	3.86



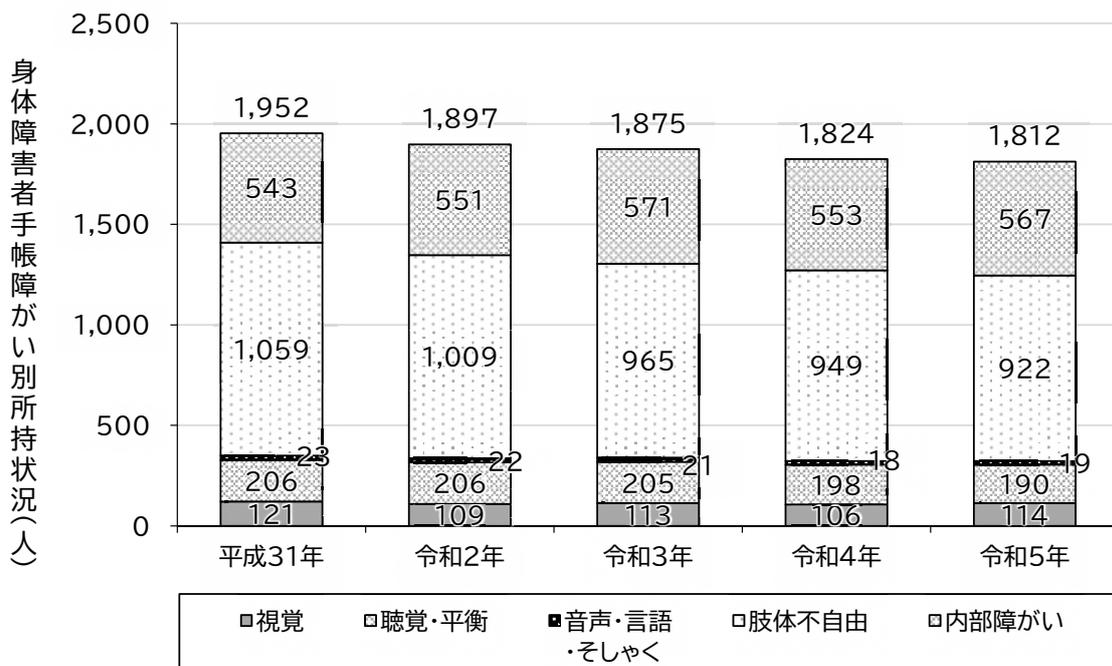
② 障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類としては、肢体不自由が最も多く、次に内部障がいが多くなっています。

【身体障害者手帳 障がい別所持状況】

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
平成31年	121	206	23	1,059	543	1,952
令和2年	109	206	22	1,009	551	1,897
令和3年	113	205	21	965	571	1,875
令和4年	106	198	18	949	553	1,824
令和5年	114	190	19	922	567	1,812



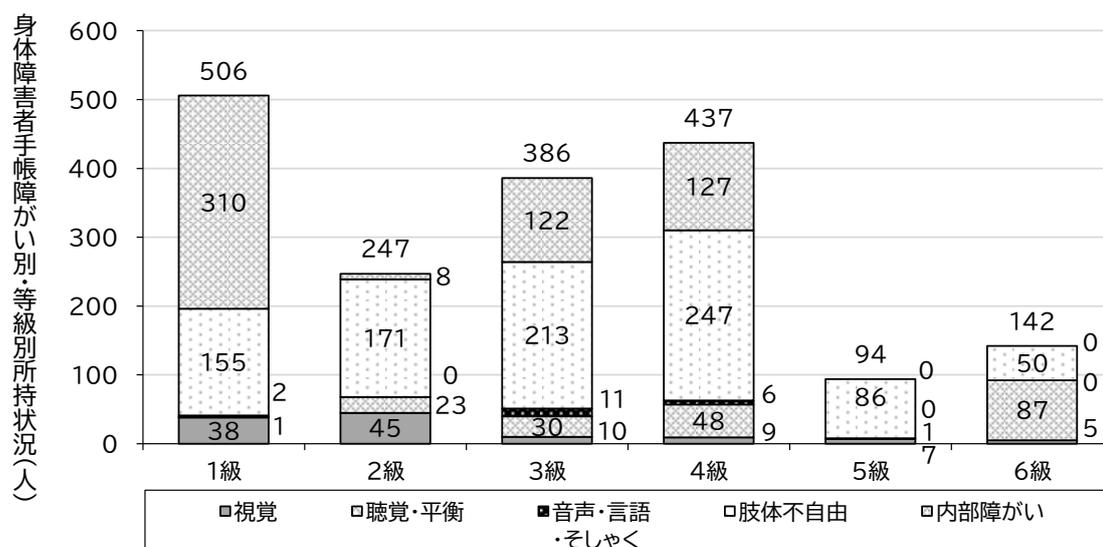
③ 身体障害者手帳の障がい別・等級別所持状況

障がいの等級としては1級が最も多く、1級の中で最も多いのは内部障がいとなっています。

【身体障害者手帳 障がい別・等級別所持状況（令和5年4月1日現在）※総合等級】

（単位：人）

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	38	1	2	155	310	506
2級	45	23	0	171	8	247
3級	10	30	11	213	122	386
4級	9	48	6	247	127	437
5級	7	1	0	86	0	94
6級	5	87	0	50	0	142
合計	114	190	19	922	567	1,812



【内部障がい 障がい別所持状況（令和5年4月1日現在）】

（単位：人）

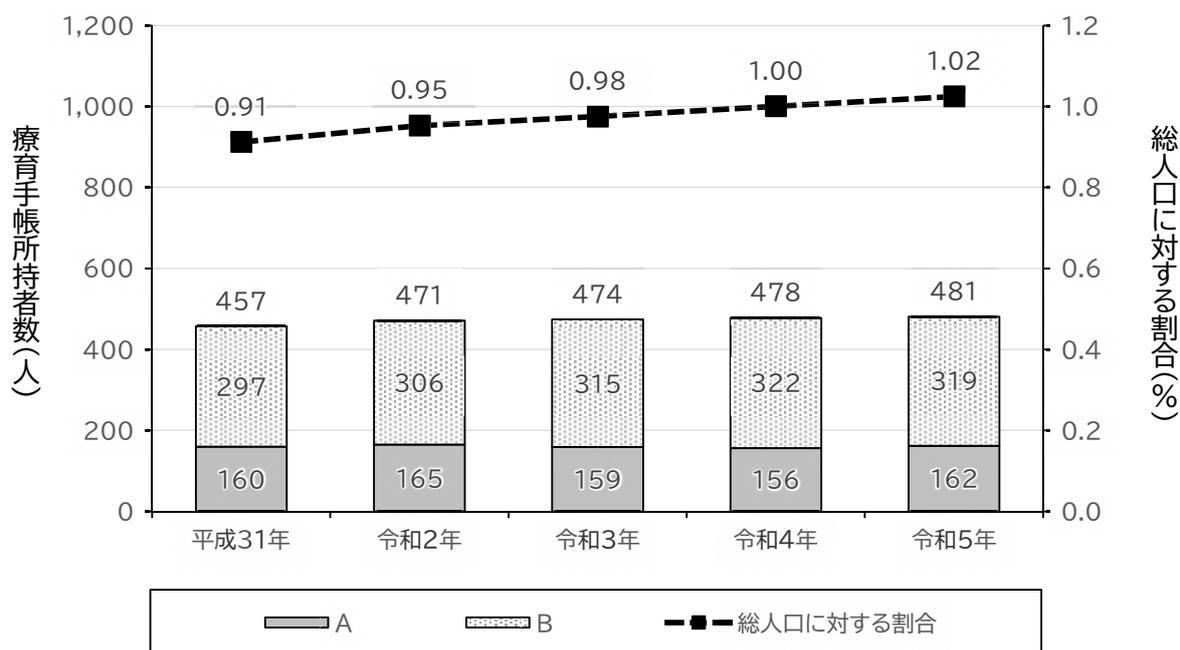
区分	じん臓	心臓	ぼうこう・直腸	肝機能	呼吸器	小腸	免疫	合計
所持者数	163	219	100	2	80	1	2	567

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者は、令和5年4月1日現在 481 人であり、総人口に占める割合は 1.02% と増加傾向で推移しています。

【療育手帳所持者数（各年4月1日現在）】

区分	総人口 (人)	療育手帳 所持者数(人)			総人口に 対する割合 (%)
		A	B	合計	
平成31年	50,086	160	297	457	0.91
令和2年	49,426	165	306	471	0.95
令和3年	48,612	159	315	474	0.98
令和4年	47,776	156	322	478	1.00
令和5年	46,931	162	319	481	1.02



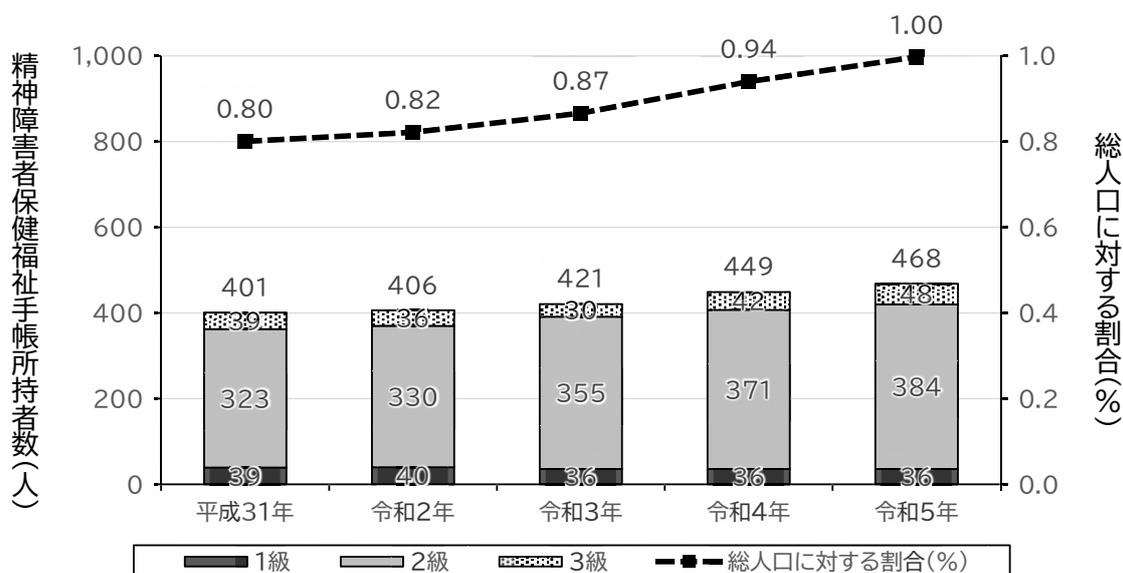
(3) 精神障がい者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年4月1日現在 468 人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合は1.00%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年4月1日現在）】

区分	総人口 (人)	精神手帳 所持者数(人)				総人口に 対する割合 (%)
		1級	2級	3級	合計	
平成31年	50,086	39	323	39	401	0.80
令和2年	49,426	40	330	36	406	0.82
令和3年	48,612	36	355	30	421	0.87
令和4年	47,776	36	371	42	449	0.94
令和5年	46,931	36	384	48	468	1.00

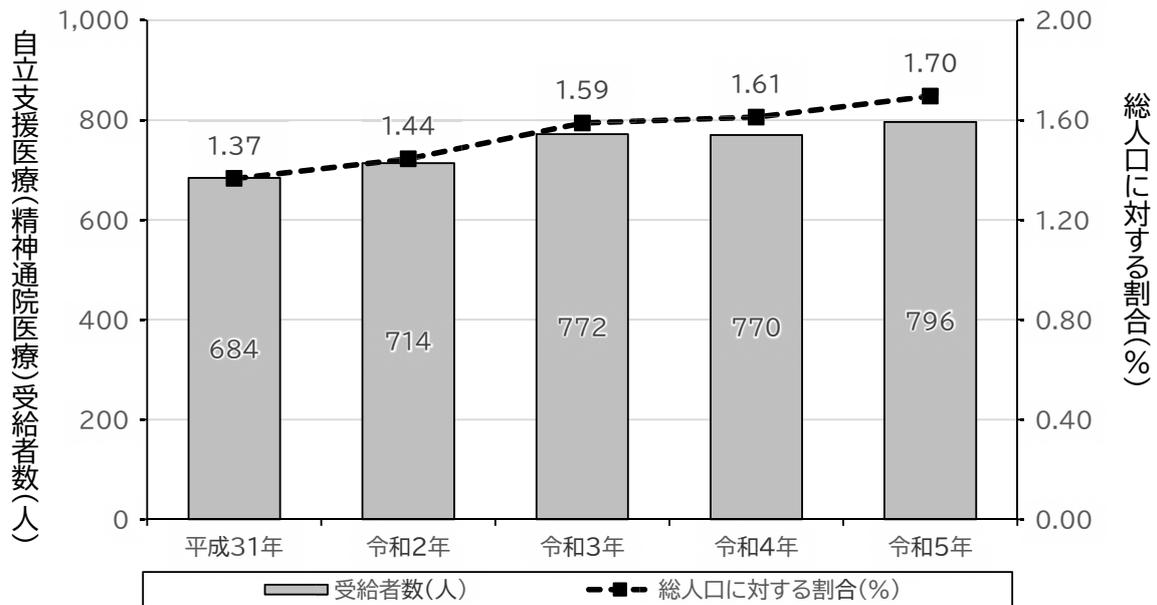


② 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和5年4月1日現在 796 人であり、増加傾向で推移しています。総人口に占める割合は 1.70%となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数（各年4月1日現在）】

区分	総人口 (人)	受給者数 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成31年	50,086	684	1.37
令和2年	49,426	714	1.44
令和3年	48,612	772	1.59
令和4年	47,776	770	1.61
令和5年	46,931	796	1.70

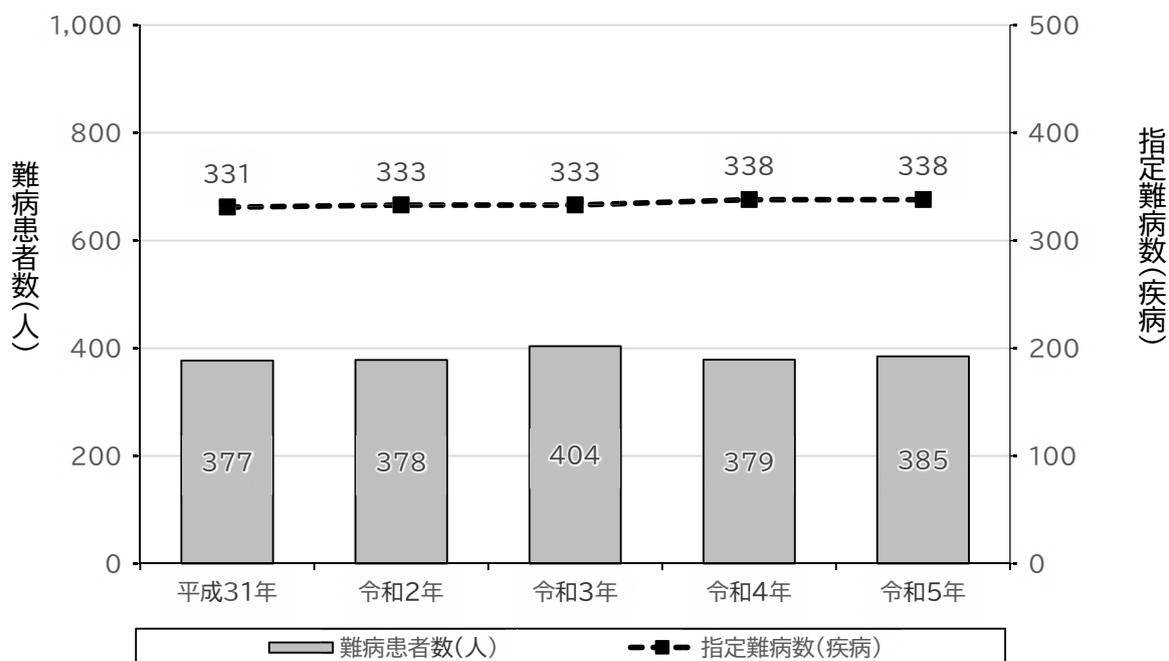


(4) 難病患者数と指定難病数の推移

原因が不明で治療方法が未確立である疾病を難病とといいます。指定難病数は令和3年11月に338疾病に拡大しています。

【難病患者数と指定難病数の推移（各年4月1日現在）】

区分	難病患者数 (人)	指定難病数 (疾病)
平成31年	377	331
令和2年	378	333
令和3年	404	333
令和4年	379	338
令和5年	385	338



(5) 療育教室における幼児数の推移

療育教室とは…

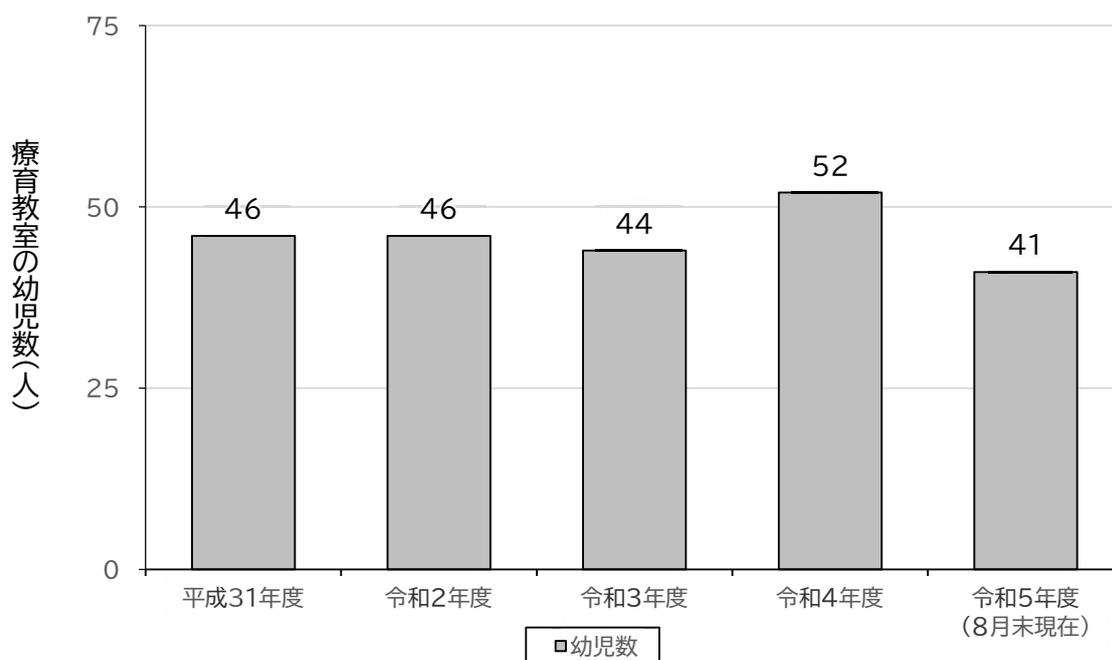
就学前の支援が必要な子どもを対象に、親子の遊びを通じて発達を促します。また、関わり方を保護者が学ぶとともに、小集団遊びを通じて子どもの社会性・協調性を育みます。

療育教室の幼児数の推移は、増加傾向です。

【療育教室における幼児数の推移（各年度3月末現在）】

(単位：人)

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月末現在)
幼児数	46	46	44	52	41



(6) 特別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校における児童・生徒数の推移

通級指導教室とは…

小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴などの障がいがある児童・生徒のうち、比較的軽度の障がいがある児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行い、個々の障がいの状況に応じた特別の指導を通級指導教室で行う教育形態です。

特別支援学級の児童・生徒数の推移をみると、令和元年と令和5年を比べると小学校の児童数が増加しています。

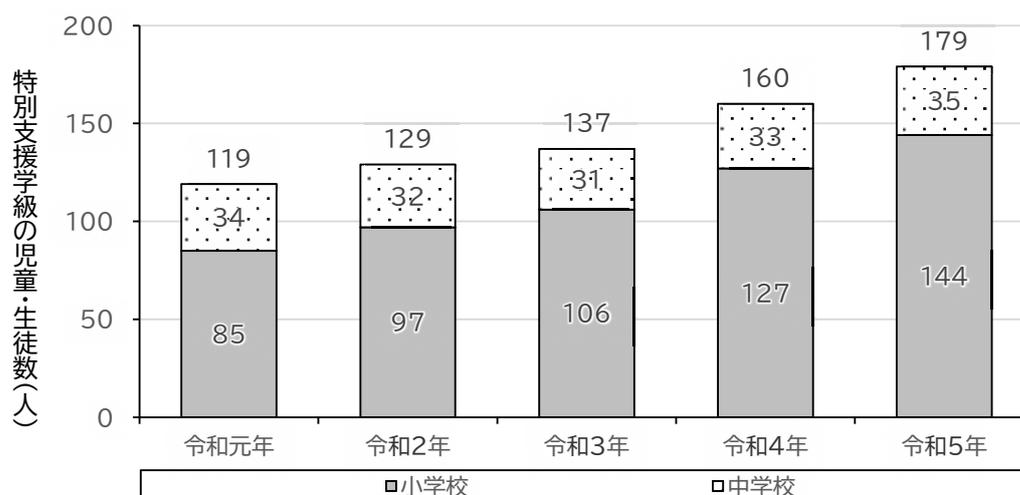
小学校で実施している通級指導教室については、言語、発達障がいともに児童数は令和3年に急増しましたが、令和4年より減少に転じています。

五泉特別支援学校に通学する児童・生徒数（五泉市民のみ）の推移は、令和元年から令和3年まで増加していましたが、令和4年より減少しています。

【特別支援学級の児童・生徒数（人）の推移（各年5月1日現在）】

（単位：人）

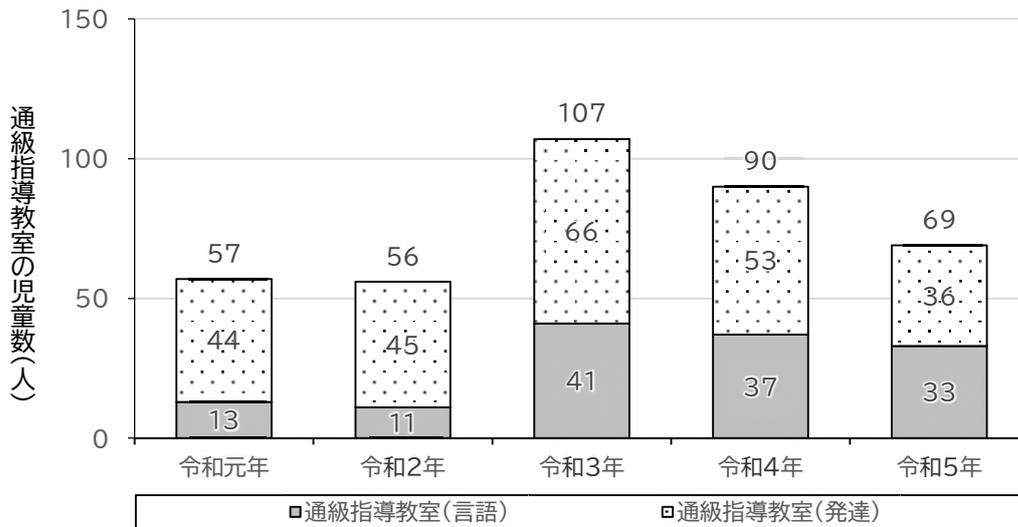
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	85	97	106	127	144
中学校	34	32	31	33	35
合計	119	129	137	160	179



【通級指導教室の児童数の推移（人）（各年5月1日現在）】

（単位：人）

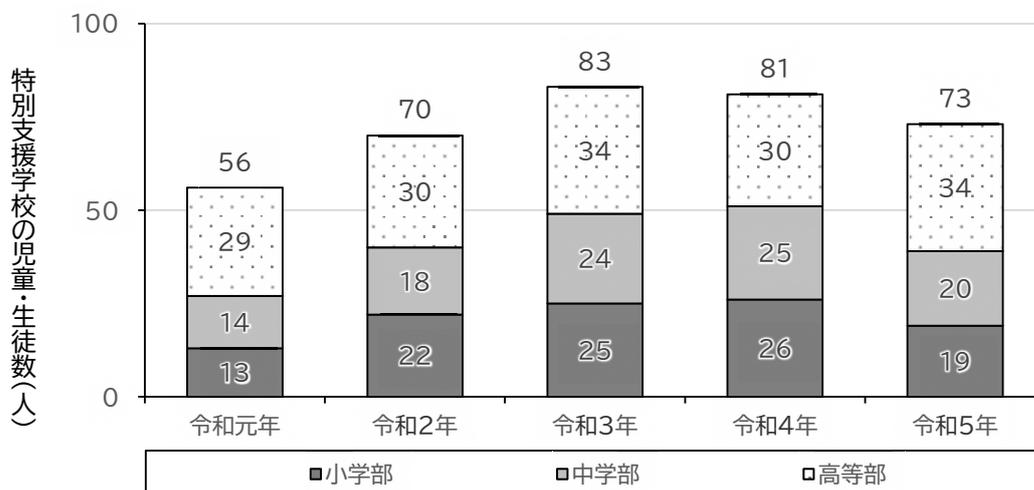
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
言語	13	11	41	37	33
発達	44	45	66	53	36
合計	57	56	107	90	69



【特別支援学校の児童・生徒数の推移（人）（各年5月1日現在）】

（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	13	22	25	26	19
中学部	14	18	24	25	20
高等部	29	30	34	30	34
合計	56	70	83	81	73



第2節 障がい福祉サービス等についての意見・要望

(1) アンケート調査

■アンケート調査の概要

本市では、障がい福祉に関する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の検証を行うとともに、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の特定疾患受給者証をお持ちの方、18歳未満の通所支援受給者や特別児童扶養手当受給者の生活実態や障がい福祉サービス等の利用、就労状況等の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査対象・実施方法

市民意見・当事者意見の把握			
調査対象者	五泉市在住で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病の特定疾患受給者証をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給されている方、障がい児通所支援サービスを受給されている方		
対象者数	1,000人	調査対象地区	五泉市全域
調査方法	郵送配布、郵送回収	調査時期	令和5年7月～8月

■回答結果

配布枚数	1,000票	有効回答数	477票	有効回答率	47.7%
------	--------	-------	------	-------	-------

■設問の構成

設問項目	設問内容
障がい者（児）本人について	属性／手帳・障がいの種類／日常生活／医療的処置／就労／外出／悩み・相談／災害時の対応／施策・福祉サービスの利用状況・利用希望

■調査結果の見方

- ①調査結果中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ②回答比率（％）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③回答比率（％）は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答「(あてはまるものすべてに○)」の設問については、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

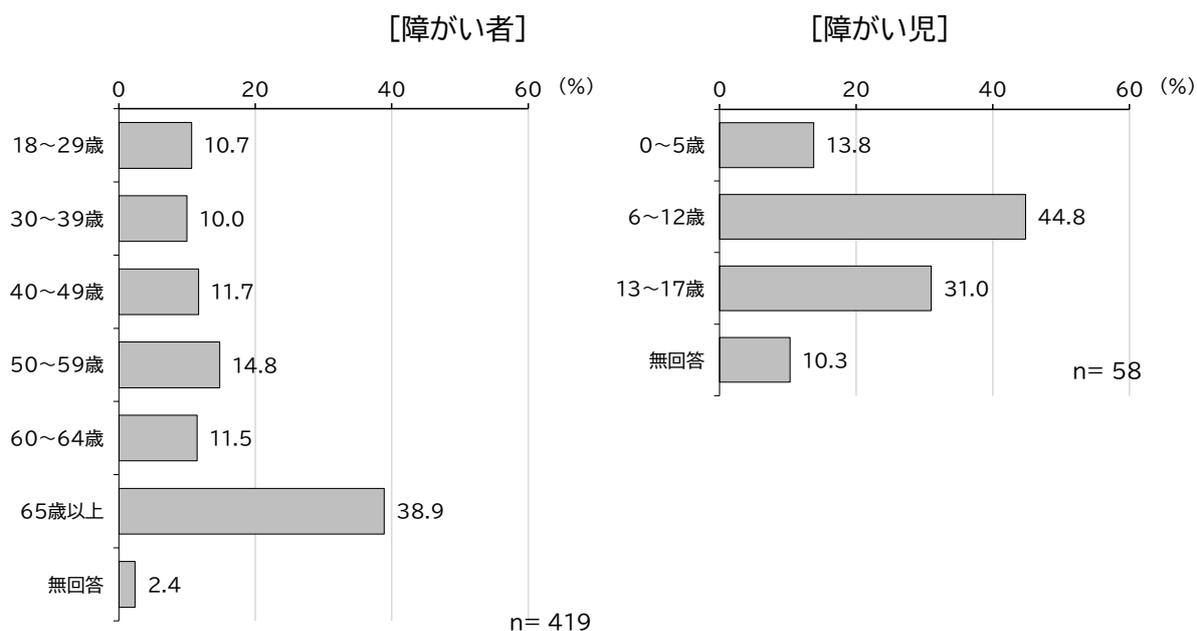
■ アンケート結果（抜粋）

① 年齢について

問 あなた（障がいのあるご本人）は何歳ですか。

障がい者では、「65歳以上」が38.9%（163人）と最も高く、障がい児では、「6～12歳」が44.8%（26人）と最も高くなっています。

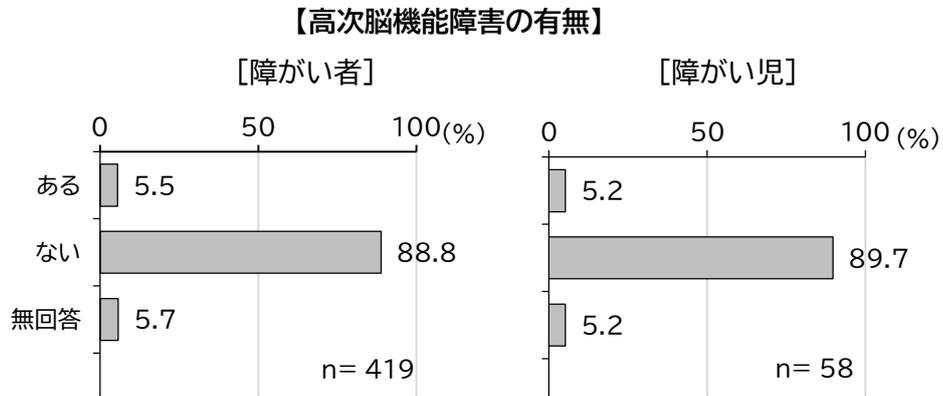
【年齢構成（令和5年5月末現在）】



② 高次脳機能障害について

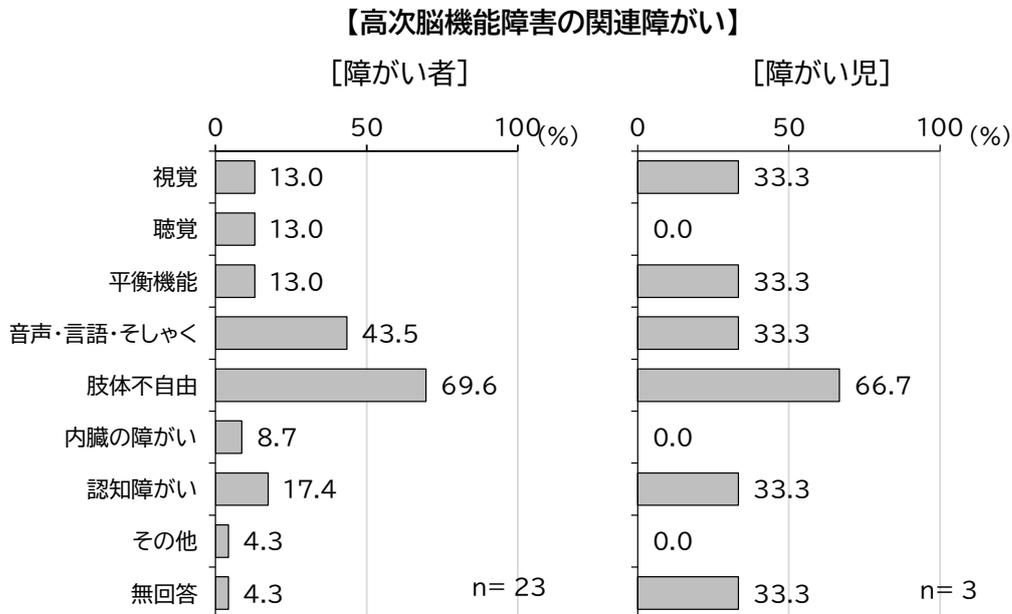
問 あなたは高次脳機能障害²として診断されたことがありますか。

「ある」の割合は、障がい者では、5.5% (23人)、障がい児では、5.2% (3人) です。



問 高次脳機能障害が「ある」と回答された方にお聞きします。その関連障がいをお答えください。

障がい者では、「肢体不自由」が69.6% (16人) と最も高く、障がい児では、「肢体不自由」が66.7% (2人) と最も高くなっています。



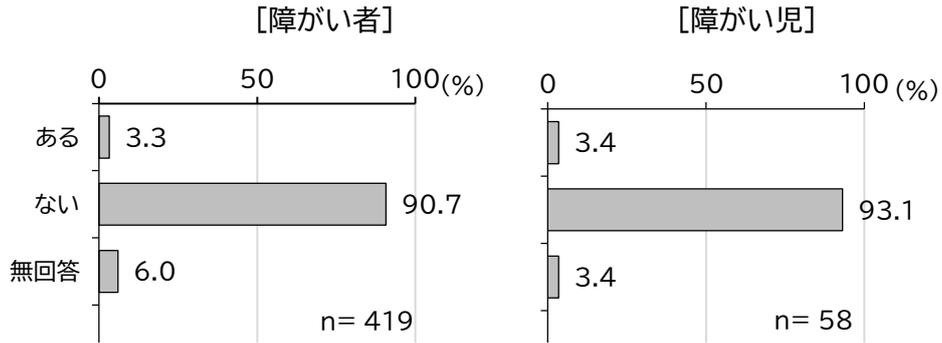
² 高次脳機能障害とは、病気や事故などで脳に損傷を受け、その後遺症等として思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障がい起きた状態のことです。

③ 強度行動障害について

問 あなたは強度行動障害³があると言われたことはありますか。

「ある」の割合は、障がい者では、3.3%（14人）、障がい児では3.4%（2人）です。

【強度行動障害の有無】

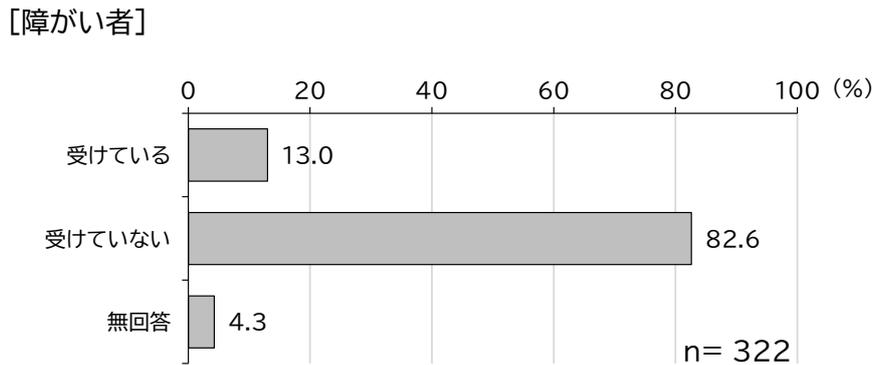


④ 要介護認定について

問 40歳以上の方にお聞きします。あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。

「受けている」が13.0%（42人）です。

【要介護認定】



³ 強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。なお、障がい福祉サービス等を利用している方で重度障害者支援加算の対象となっている場合や、外出支援で行動援護を利用している場合、医師や療育機関等から指摘されたことがある場合は「ある」と回答していただくようお願いしています。

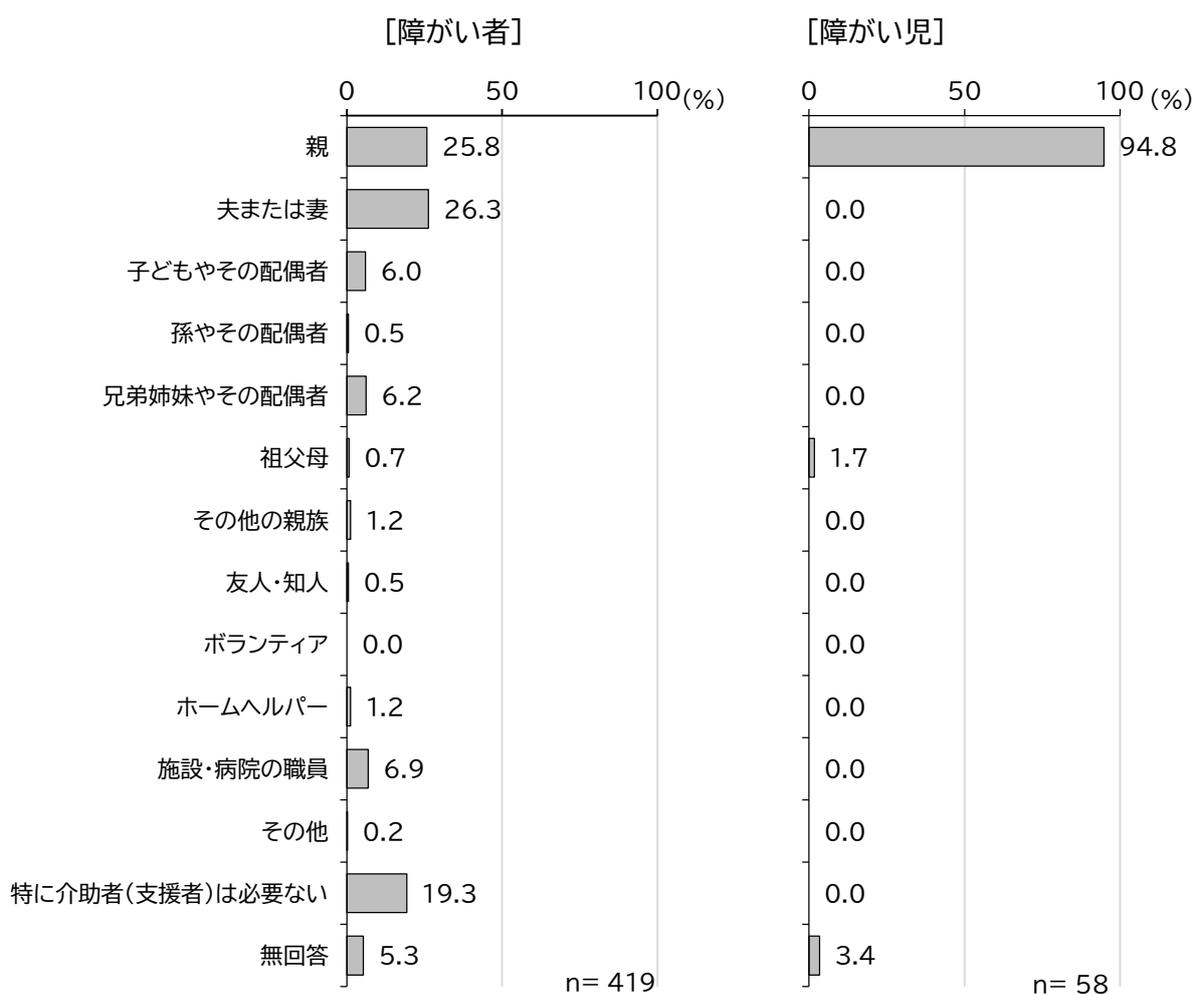
⑤ 介助者（支援者）について

問 主な介助者（支援者）は、どなたですか。

障がい者では、「夫または妻」が26.3%（110人）と最も高く、次いで「親」が25.8%（108人）、「特に介助者（支援者）は必要ない」が19.3%（81人）となっています。

障がい児では、「親」が94.8%（55人）と最も高くなっています。

【主な介助者（支援者）】

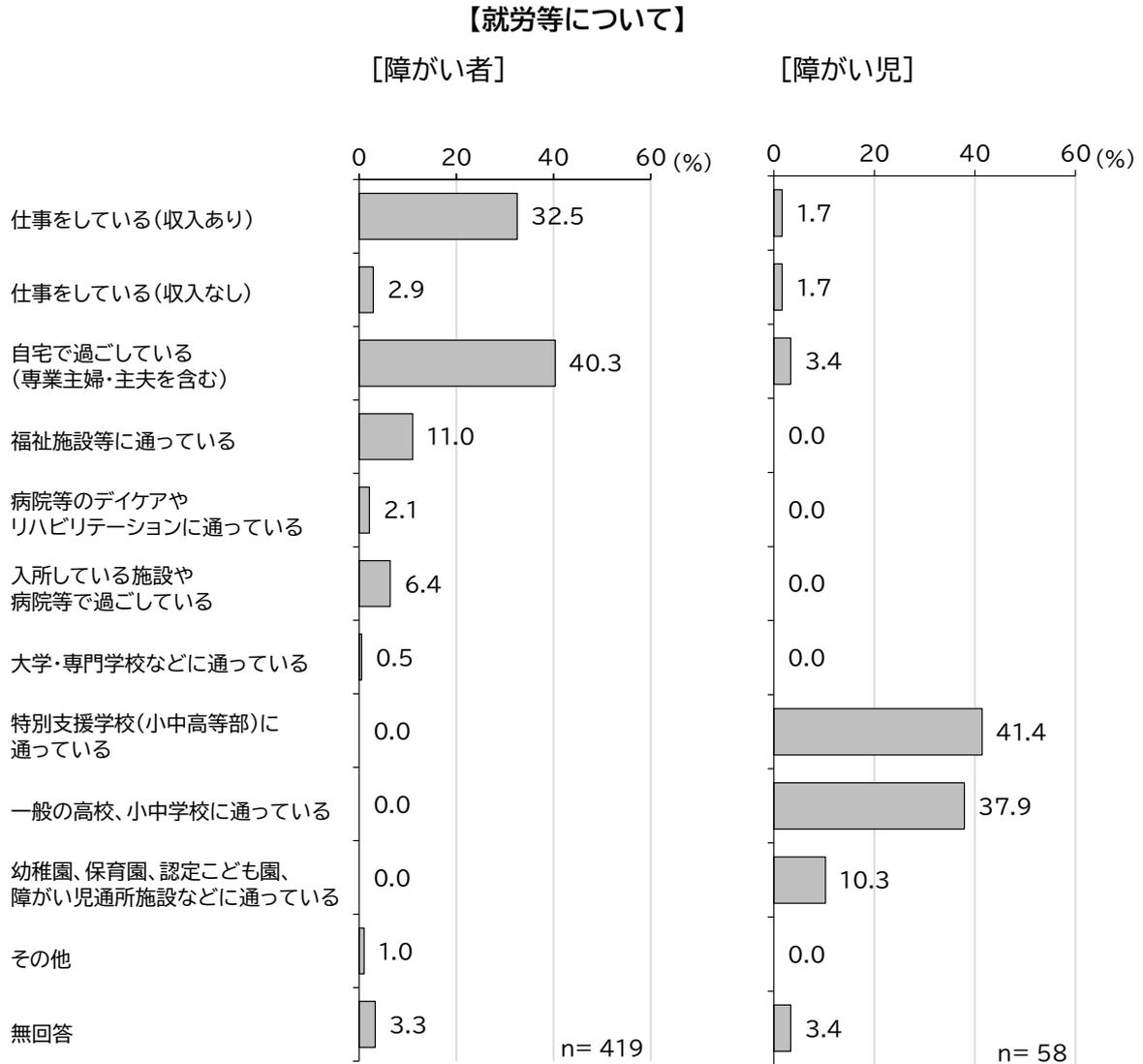


⑥ 就労等について

問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

障がい者では、「自宅で過ごしている（専業主婦・主夫を含む）」が40.3%（169人）と最も高く、次いで「仕事をしている（収入あり）」が32.5%（136人）となっています。

障がい児では、「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が41.4%（24人）と最も高く、次いで「一般の高校、小中学校に通っている」が37.9%（22人）となっています。



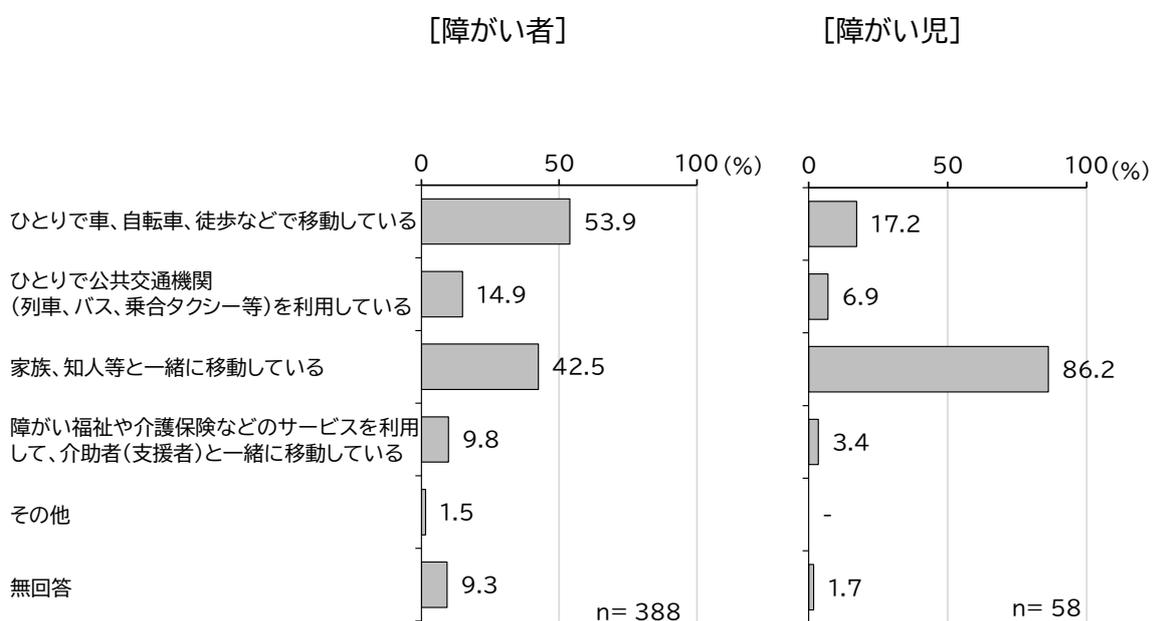
⑦ 外出等について

問 外出する時の主な移動手段は何ですか。(複数回答)

障がい者では、「ひとりで車、自転車、徒歩などで移動している」が53.9% (209人)と最も高く、次いで「家族、知人等と一緒に移動している」が42.5% (165人)となっています。

障がい児では、「家族、知人等と一緒に移動している」が86.2% (50人)と最も高くなっています。

【外出時の移動手段】



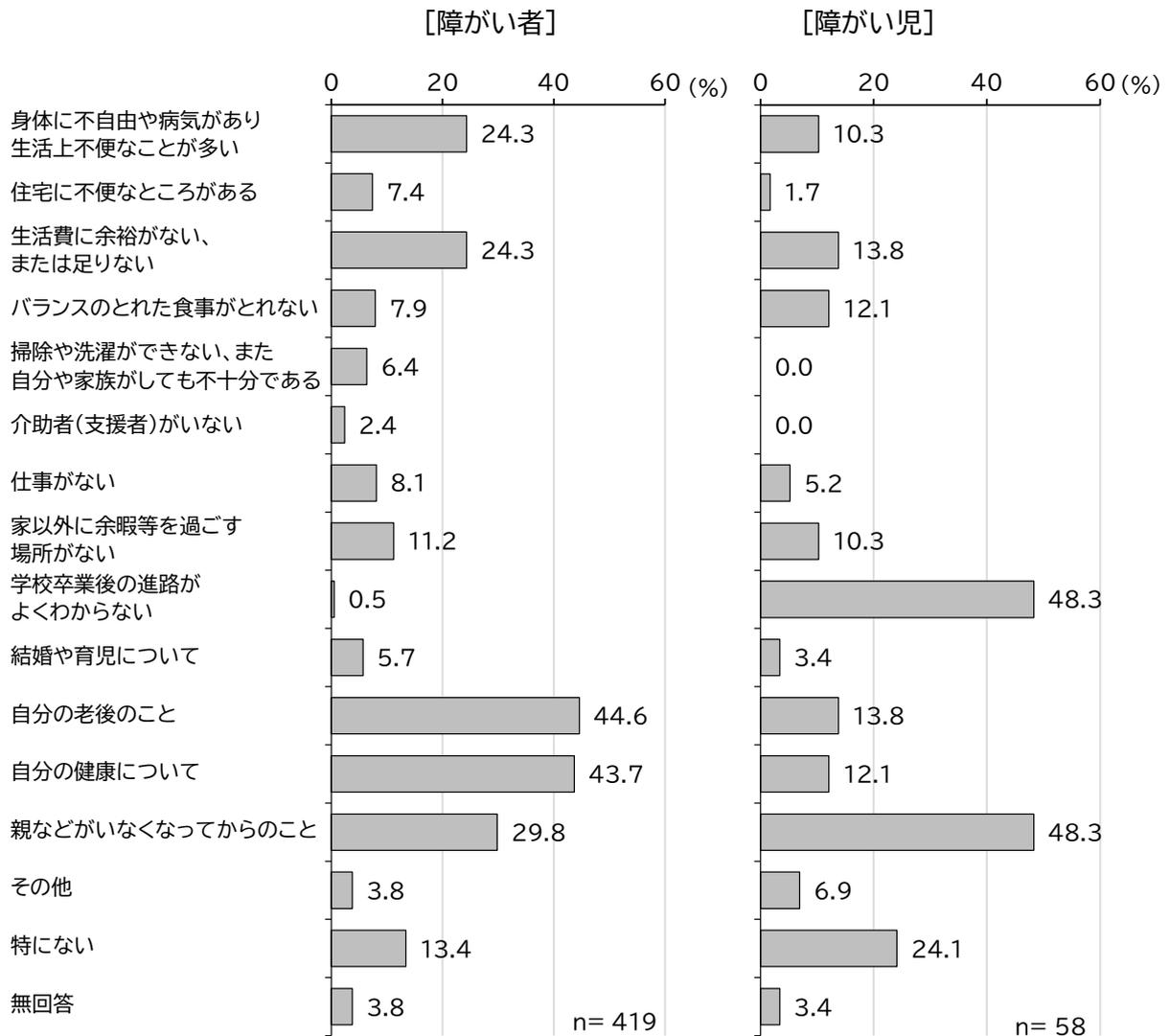
⑧ 現在の心配や困りごとについて

問 あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか。(複数回答)

障がい者では、「自分の老後のこと」が44.6% (187人)と最も高く、次いで「自分の健康について」が43.7% (183人)となっています。

障がい児では、「学校卒業後の進路がよくわからない」「親などがいなくなってからのこと」が48.3% (28人)と最も高くなっています。

【現在の心配や困りごと】

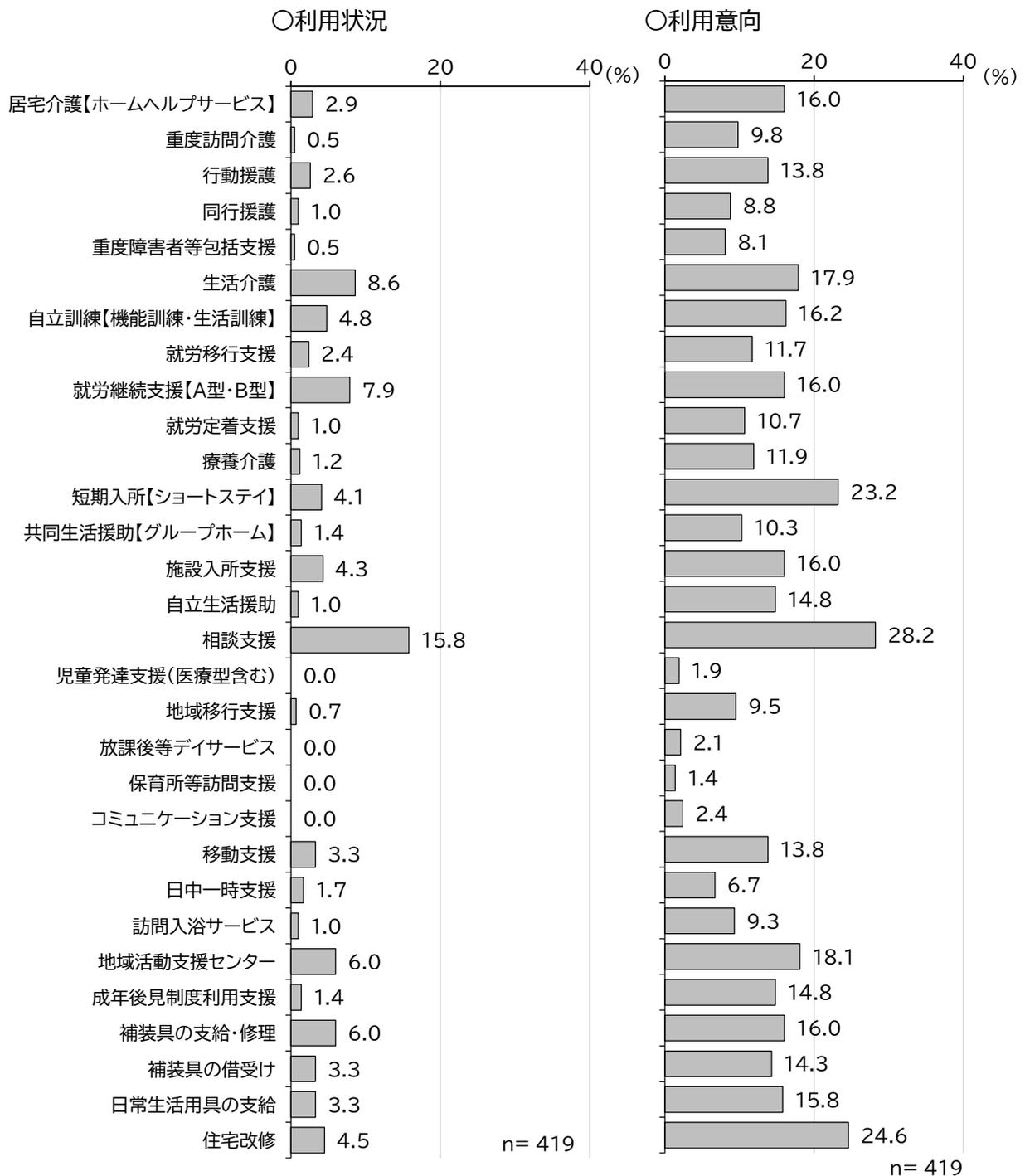


⑨ 福祉サービス利用等について

問 以下の福祉サービスを現在利用していますか。また今後利用したいと思いますか。

<障がい者>
 現在の利用状況では、「相談支援」が15.8%（66人）と最も高く、次いで「生活介護」が8.6%（36人）となっています。
 今後の利用意向では、「相談支援」が28.2%（118人）と最も高く、次いで「住宅改修」が24.6%（103人）となっています。

【福祉サービスの利用状況・利用意向（障がい者）】

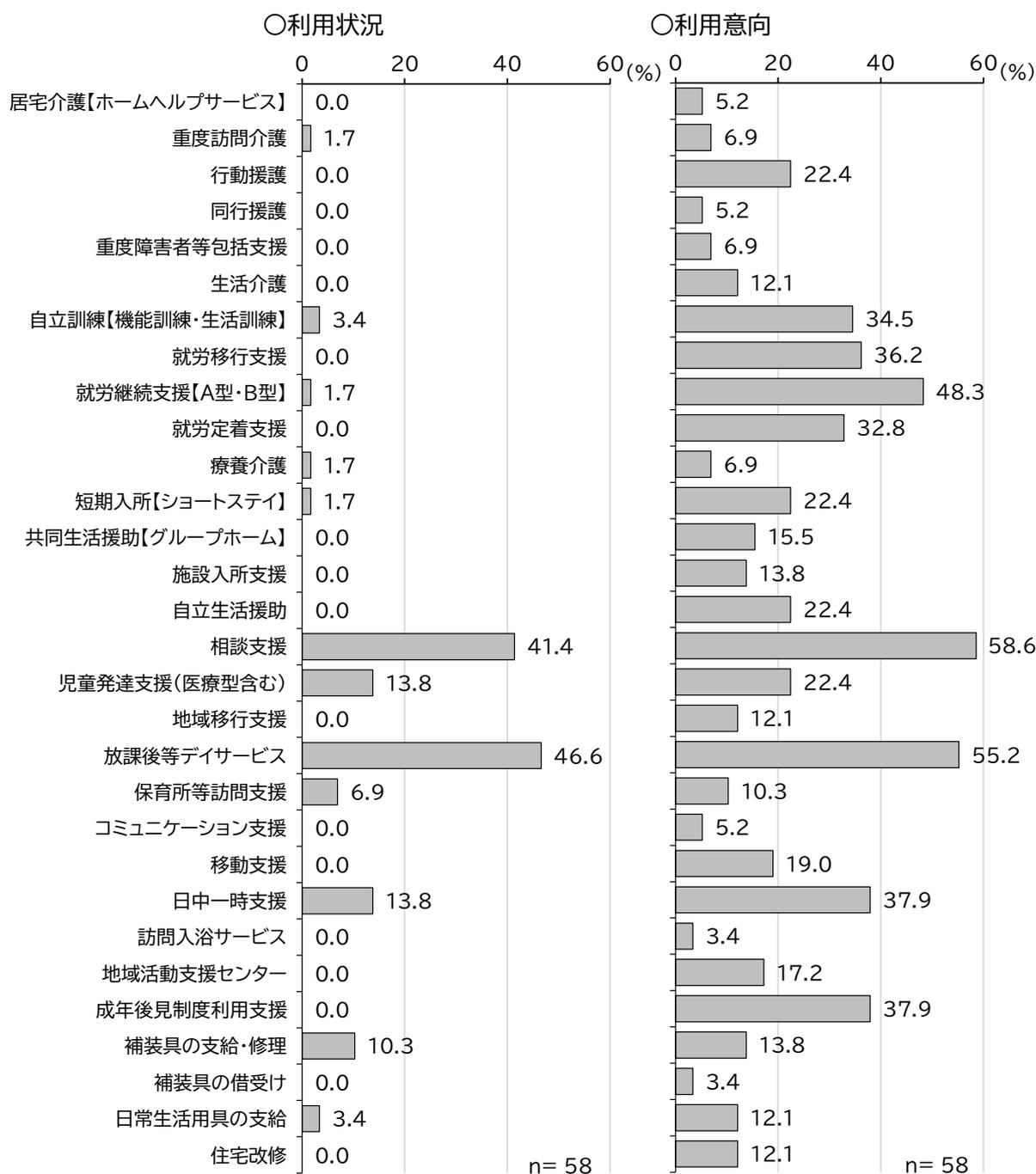


<障がい児>

現在の利用状況では、「放課後等デイサービス」が46.6%（27人）と最も高く、次いで「相談支援」が41.4%（24人）となっています。

今後の利用意向では、「相談支援」が58.6%（34人）と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が55.2%（32人）となっています。

【福祉サービスの利用状況・利用意向（障がい児）】



⑩ 福祉サービス利用等について

問 五泉市の福祉等に関する暮らしの「満足度」と、市の取り組みとしての「重要度」を各項目についてお聞きします。

*以下の散布図は、「介護保険の認定を受けていない」と「40歳未満」の人の回答データを用いています。

【満足度・重要度に関する質問項目】

項目	
①在宅福祉サービスの充実	①福祉に関する情報提供の充実
②入所施設の充実	②基幹相談支援センターなど相談支援の充実
③通所施設の充実	③経済的な援助の充実
④保健医療サービスの充実	④障がい児に対する教育・療育の充実
⑤医療費の軽減	⑤障がい者理解に対する啓発・広報の充実
⑥障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援	⑥ボランティアの育成の活動への支援
⑦障がい者が暮らしやすいまちづくり	⑦財産管理の援助
⑧障がい者の利用に配慮した公営住宅の供給	⑧障がい者団体などへの活動支援
⑨障がい者の雇用・就業の促進	⑨災害時における障がい者への対応
⑩社会参加、地域参加への支援	

「満足度」と「重要度」を点数化しています。また、設問ごとに「満足度」と「重要度」のどちらも回答した人のみ点数化しました。

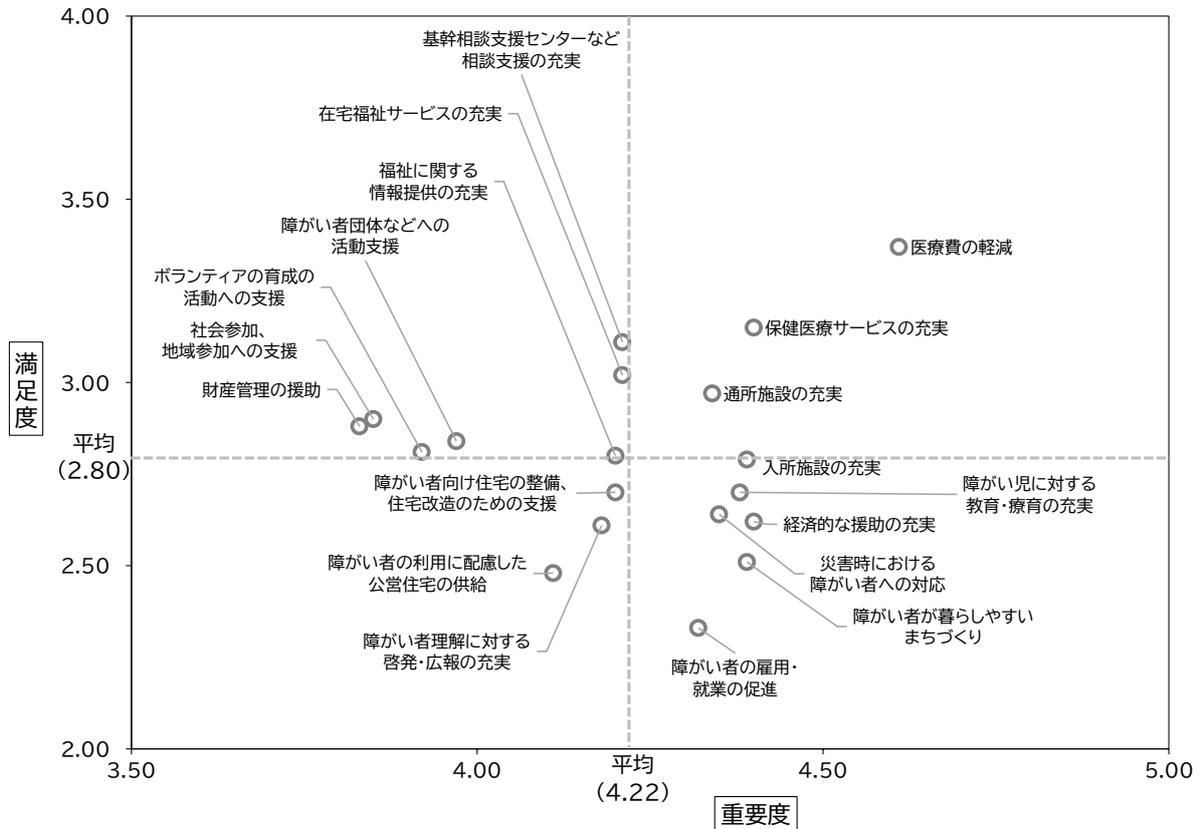
図表 点数置き換え表

満足度		重要度	
1. 満足している	5点	1. 重要である	5点
2. やや満足している	4点	2. やや重要である	4点
3. どちらでもない	3点	3. どちらでもない	3点
4. やや不満である	2点	4. あまり重要でない	2点
5. 不満である	1点	5. 重要ではない	1点

〈満足度・重要度の平均点算出の方法〉

(「1. 満足している5点×回答数」+「2. やや満足している4点×回答数」+「3. どちらでもない3点×回答数」+「4. やや不満である2点×回答数」+「5. 不満である1点×回答数」)÷回答者数合計=平均とし、重要度も同じように算出しました。

【満足度・重要度の散布図】



平均値を基準として、「満足度」が低く「重要度」が高いサービスは、「入所施設の充実」「障がい児に対する教育・療育の充実」「経済的な援助の充実」「災害時における障がい者への対応」「障がい者が暮らしやすいまちづくり」「障がい者の雇用・就業の促進」となっています。

「満足度」が最も高いサービスは、「医療費の軽減」で、最も低いサービスは、「障がい者の雇用・就業の促進」となっています。

「重要度」が最も高いサービスは、「医療費の軽減」で、最も低いサービスは、「財産管理の援助」となっています。

(2) 事業所アンケート調査

■事業所調査の状況

「第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画」の策定にあたり、五泉市内で障がい福祉サービスを実施している事業所等に、運営状況やご意見をお聞きするアンケート調査を実施しました。

■調査対象・実施方法

事業者意見の把握	
調査対象	五泉市内の障がい福祉サービス事業所
対象数	38 事業所
調査対象地区	五泉市全域
調査方法	電子メールによる配布、回収
調査時期	令和5年8月

■回答結果

配布枚数	38 票
有効回答数	37 票
有効回答率	97.4%

■設問の構成

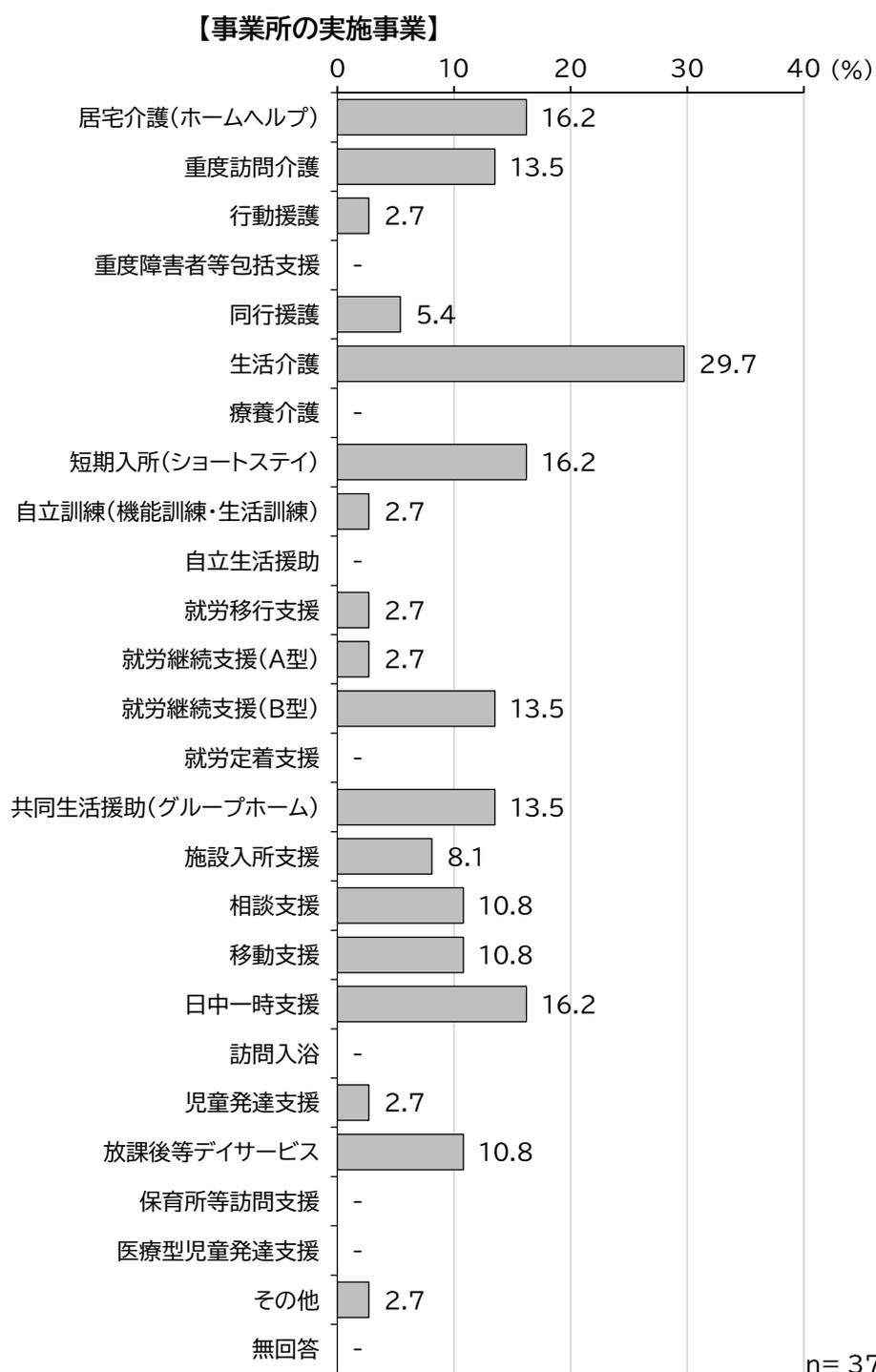
設問項目	設問内容
事業所の運営状況	サービスの実施状況
事業展開における現状と課題	問題点・課題／サービス充実／行政との連携／発達障がい児・者支援／地域移行／地域の課題
今後の方向	不足しているサービス／新たに展開を検討している事業

■ アンケート結果（抜粋）

① 事業所の実施事業について

問 貴事業所で実施している事業（サービス）について記入してください。（複数回答）

事業所で実施している事業（サービス）では、「生活介護」が29.7%（11事業所）と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「日中一時支援」が16.2%（6事業所）と続いている。

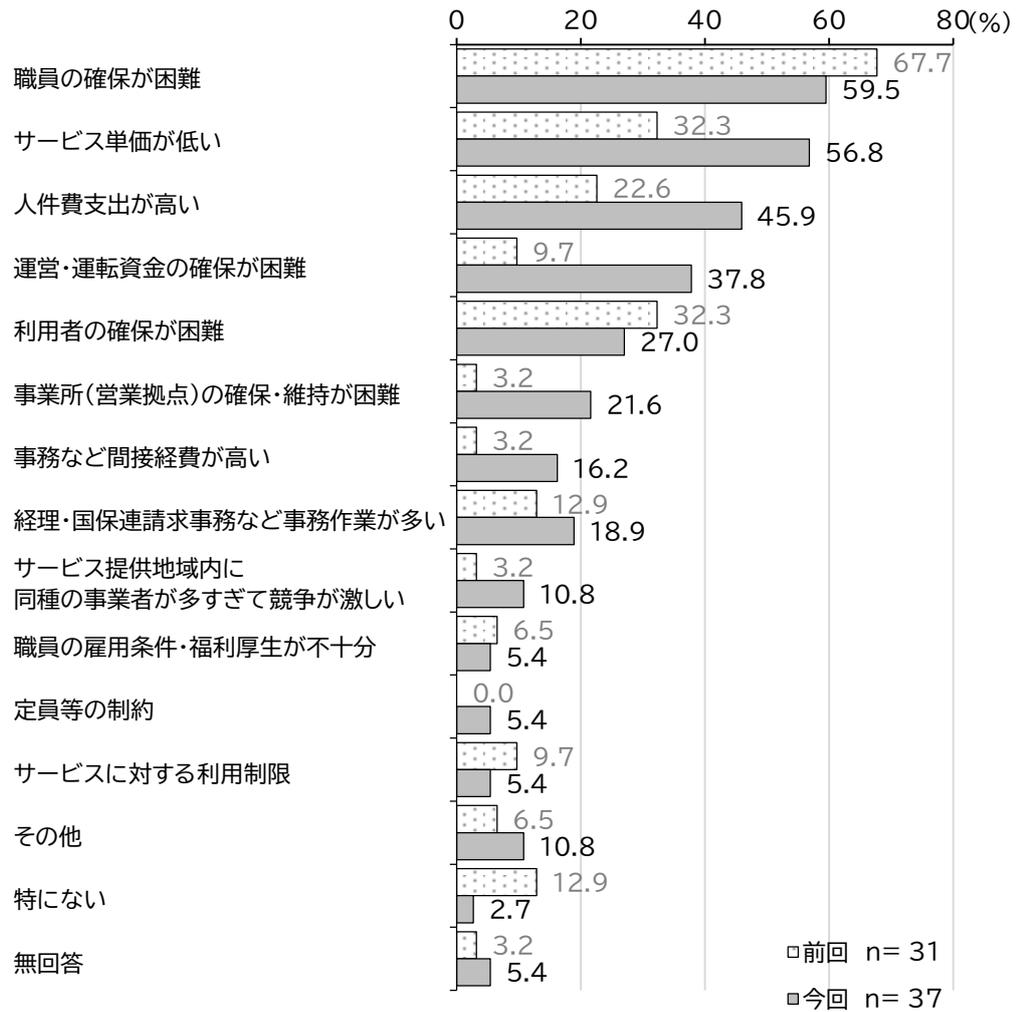


② 事業を展開する上での問題点・課題について

問 貴事業所が事業を展開する上での問題点・課題はありますか。(複数回答)

事業を展開する上での問題点・課題では、「職員の確保が困難」が59.5% (22 事業所)と最も高く、次いで「サービス単価が低い」が56.8% (21 事業所)、「人件費支出が高い」が45.9% (17 事業所)と続いている。

【事業を展開する上での問題点・課題】



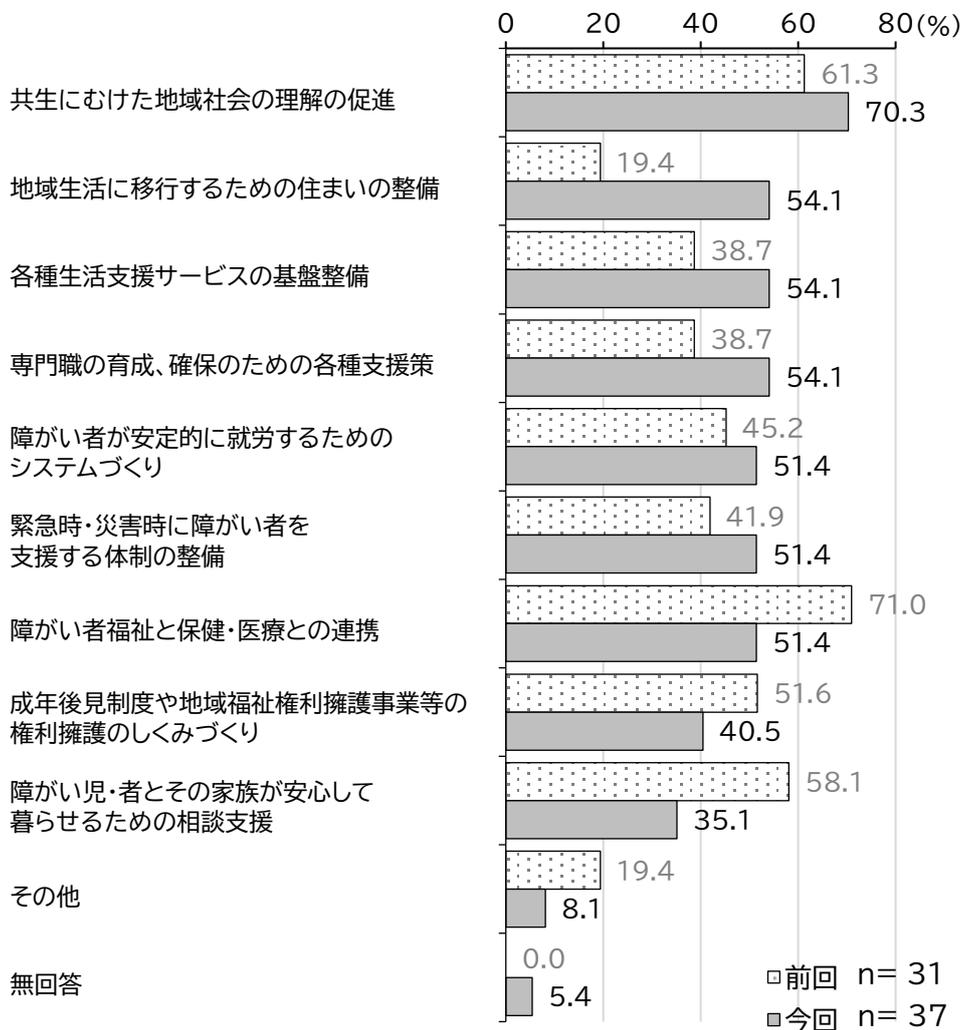
③ 障がい福祉サービスにおいて必要なことについて

問 市の障がい福祉サービスの充実に向けて今後、必要なことは何だと思えますか。

(複数回答)

サービス充実に必要なことでは、「共生にむけた地域社会の理解の促進」が70.3% (26事業所)と最も高く、次いで「地域生活に移行するための住まいの整備」「各種生活支援サービスの基盤整備」「専門職の育成、確保のための各種支援策」が54.1% (20事業所)と続いている。

【障がい福祉サービスにおいて必要なこと】

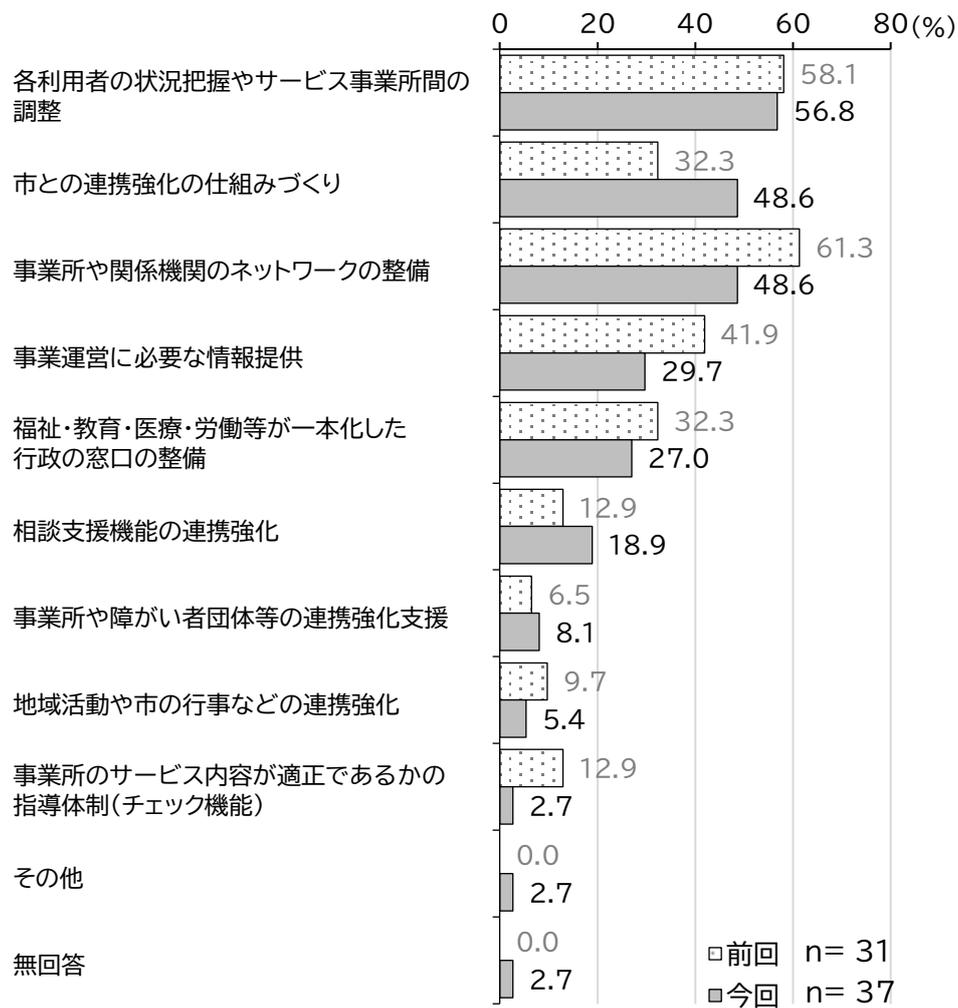


④ 行政との連携などについて

問 行政との連携などについて重要と思われるものは何ですか。(3つまでの複数回答)

行政との連携で重要なことでは、「各利用者の状況把握やサービス事業所間の調整」が56.8% (21 事業所) と最も高く、次いで「市との連携強化の仕組みづくり」「事業所や関係機関のネットワークの整備」が48.6% (18 事業所) と続いている。

【行政との連携など】

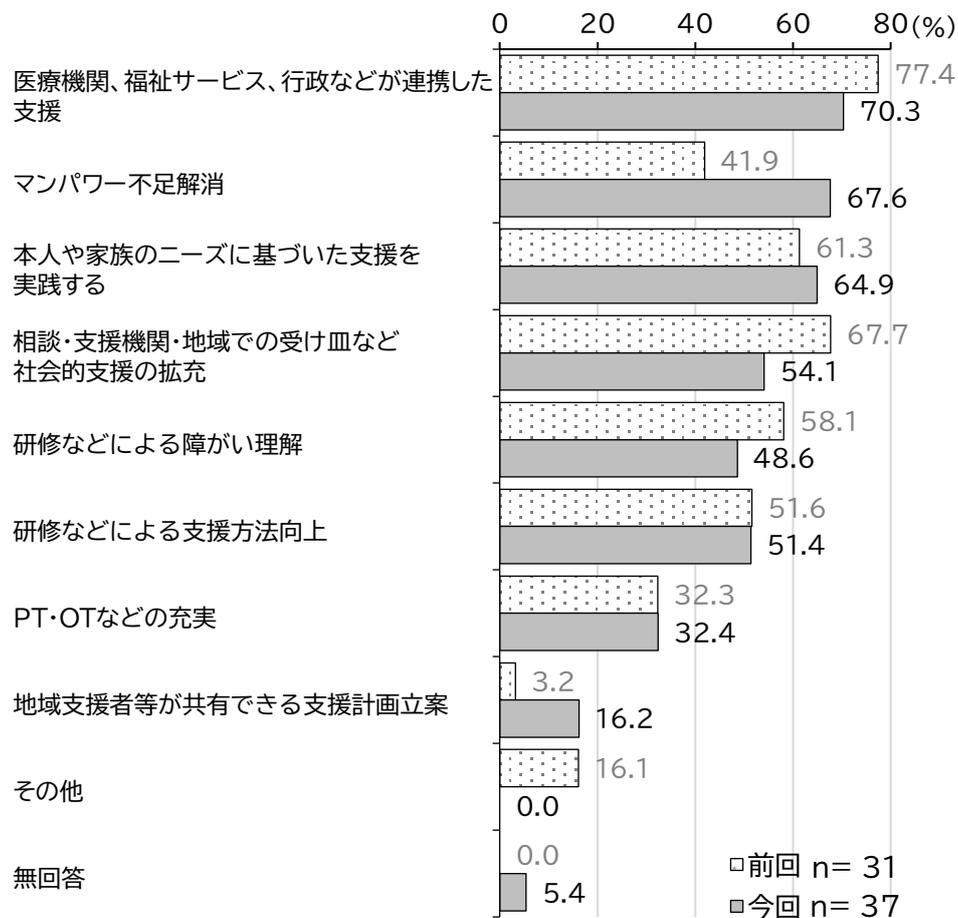


⑤ 発達障がい児・者支援に必要と思われるものについて

問 今後も発達障がい児・者支援に必要と思われるものは何ですか。(複数回答)

発達障がい児・者支援に必要なものでは、「医療機関、福祉サービス、行政などが連携した支援」が70.3% (26 事業所) と最も高く、次いで「マンパワー不足解消」が67.6% (25 事業所) と続いている。

【発達障がい児・者支援に必要と思われるもの】

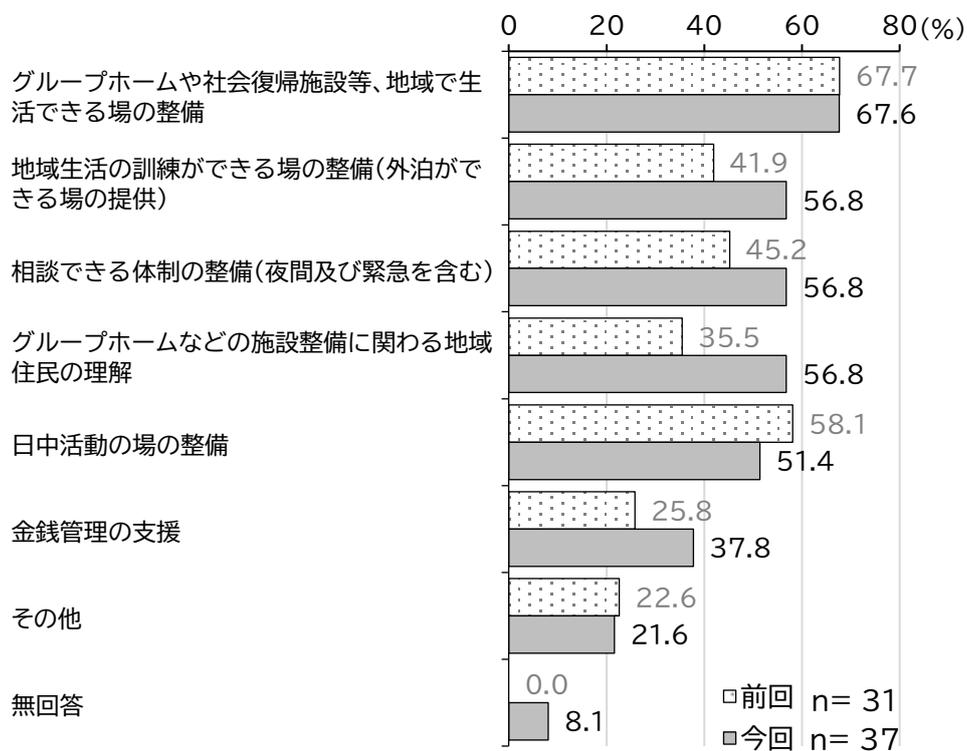


⑥ 地域移行に向けて必要な条件について

問 地域移行に向けて、必要な条件は何だと思いますか。(複数回答)

地域移行の必要条件では、「グループホームや社会復帰施設等、地域で生活できる場の整備」が67.6% (25 事業所) と最も高く、次いで「地域生活の訓練ができる場の整備 (外泊ができる場の提供)」「相談できる体制の整備 (夜間及び緊急を含む)」「グループホームなどの施設整備に関わる地域住民の理解」が56.8% (21 事業所) と続いている。

【地域移行に向けて必要な条件】



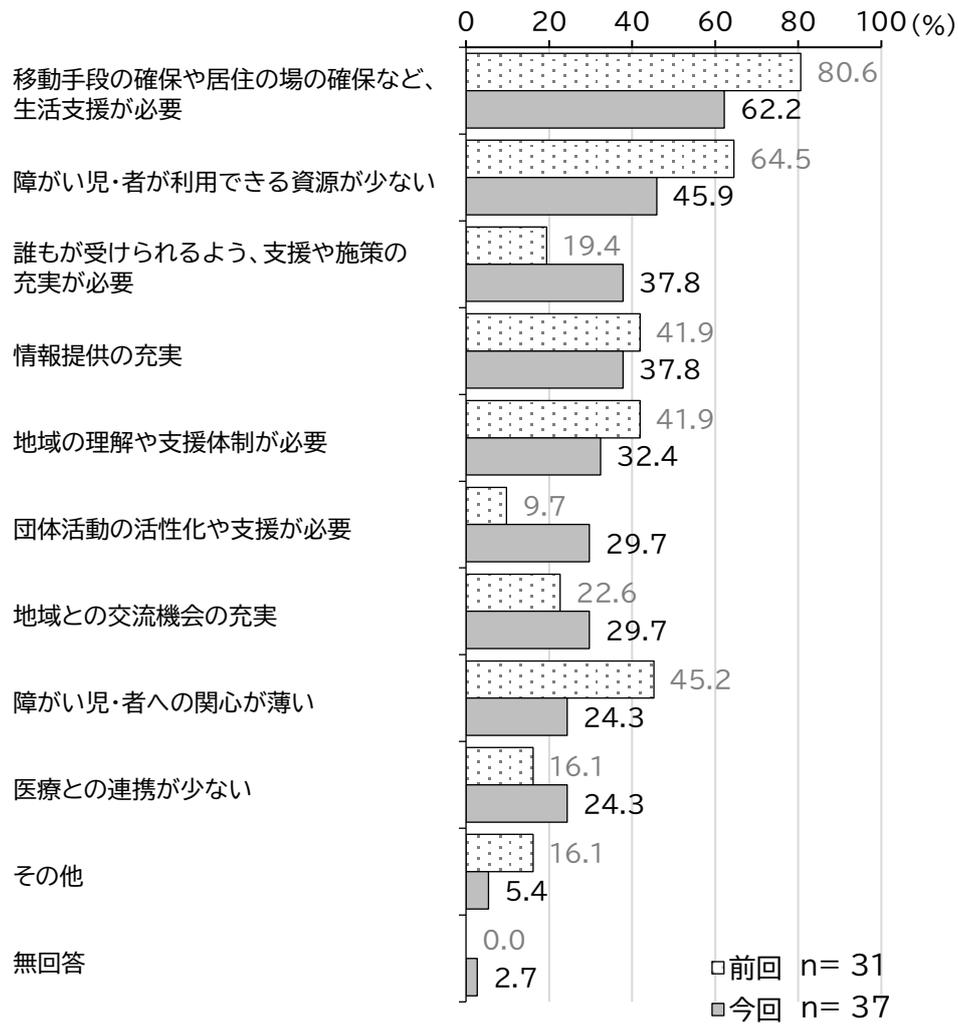
⑦ 事業所からみた地域の課題について

問 事業を運営する中、または団体が活動する中で感じる地域の課題は何ですか。

(複数回答)

地域の課題では、「移動手段の確保や居住の場の確保など、生活支援が必要」が62.2% (23 事業所) と最も高く、次いで「障がい児・者が利用できる資源が少ない」が45.9% (17 事業所) と続いている。

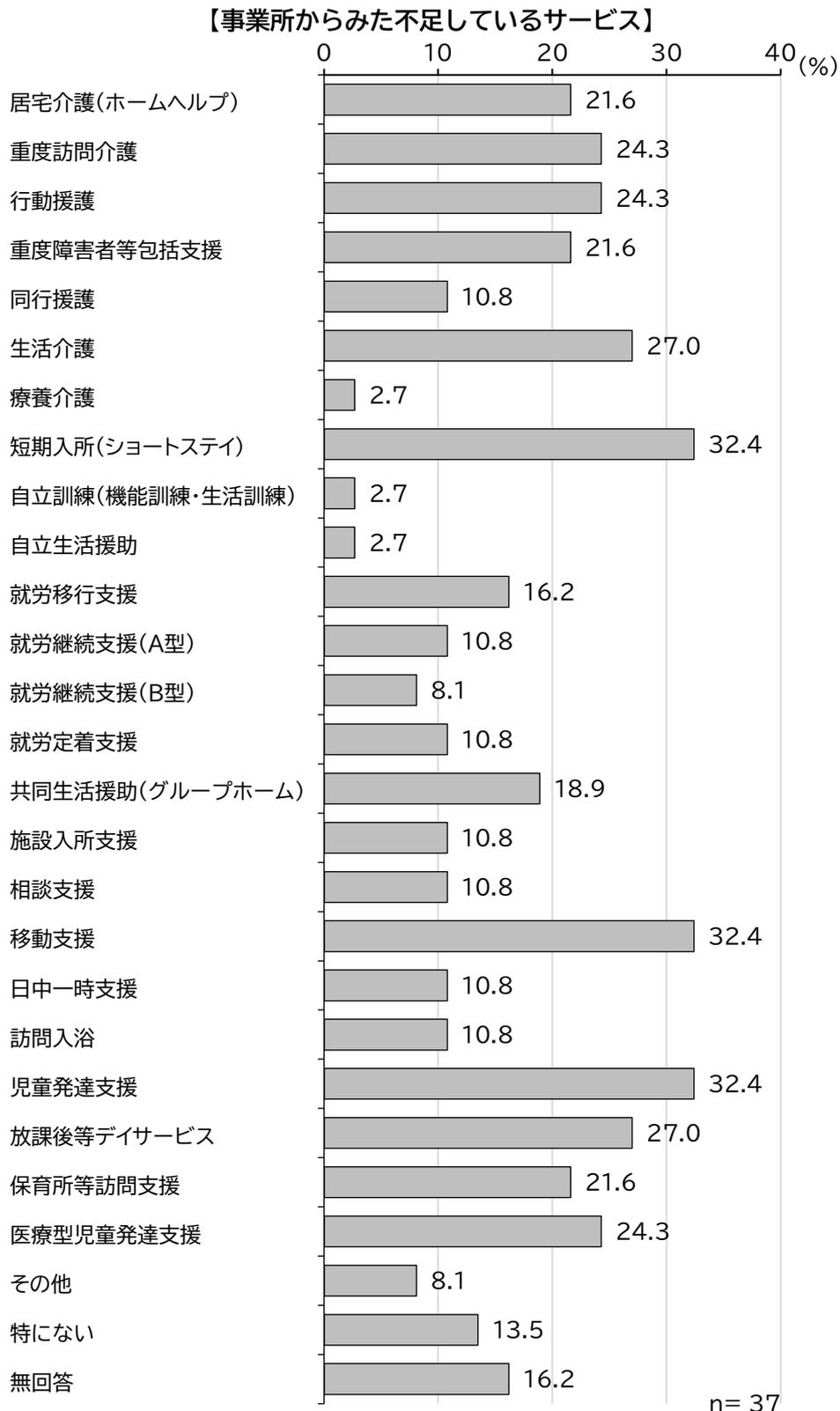
【事業所からみた地域の課題】



⑧ 事業所からみた不足しているサービスについて

問 貴事業所からみて、市内に不足していると感じるサービスがありますか。(複数回答)

市内に不足しているサービスでは、「短期入所(ショートステイ)」「移動支援」「児童発達支援」が32.4%(12事業所)と最も高く、次いで「生活介護」「放課後等デイサービス」が27.0%(10事業所)と続いている。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

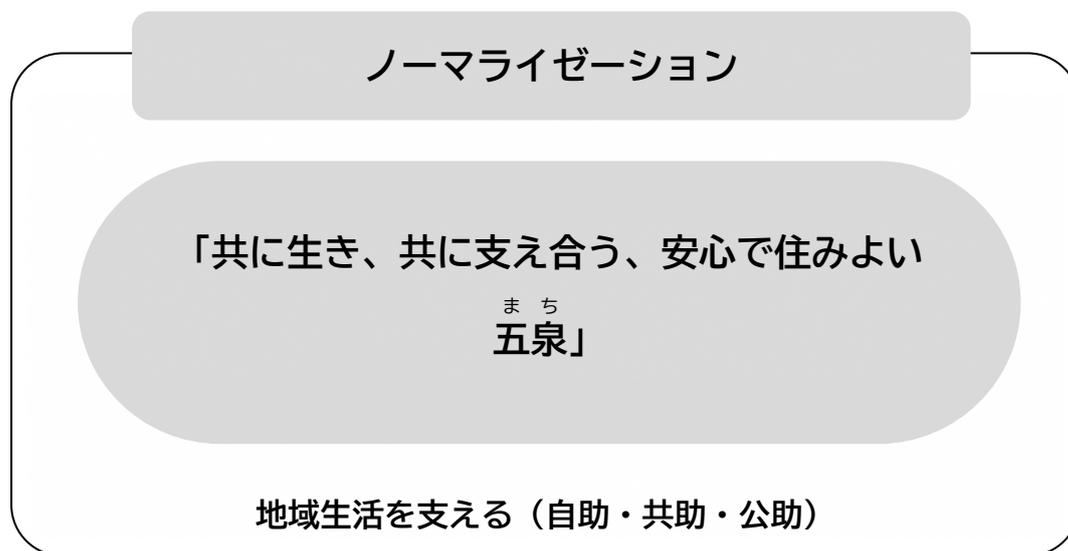
障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟にかつ効果的に事業を実施し、障がいのある人の福祉の推進を図るとともに、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現することが必要です。

「第3次 五泉市障がい者計画」では、

「共に生き、共に支え合う、安心で住みよい^{まち}五泉」

を基本理念としています。

本計画は、「第3次 五泉市障がい者計画」の基本理念を共有し、本市のノーマライゼーションという理念の実現をめざし、障がい福祉施策を推進します。



第2節 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保等に関する基本的な考え方は、国の基本指針等に基づき、次のとおりとします。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するためには、高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みや、住民団体等によるインフォーマル活動⁴への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを進め、障がいのある人の社会参加の機会の確保と、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されなければなりません。障害者総合支援法においては、地域社会における共生を妨げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、より一層の「地域共生社会」の実現をめざします。

さらに、情報の取得利用・意思疎通を推進するため、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

(2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、グループホーム、地域移行支援等の充実など、サービス提供体制の整備を推進します。

特に、地域生活支援拠点等における居住支援機能の強化を図るため、相談支援（地域移行、自立）や一人暮らし、グループホーム等への体験入居等の機会を提供、緊急時のショートステイの受け入れなど、地域の体制づくりに努め、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、支援機能の強化を図ります。また、地域生活支援拠点等の運営に向けて、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を進めます。

さらに、障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用できるように、介護担当課と情報を共有・連携した共生型サービス⁵の整備を進めます。

⁴ インフォーマル活動とは、個人が自ら手をあげ問題を提示し実践することです。

⁵ 共生型サービスとは、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉、両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けるとしています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がいのある人が社会的に自立し安定した生活を送るために、福祉施設から一般就労への移行支援（就労移行支援事業等）を行うほか、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）の活用により、職場に長く定着できるよう利用促進に努めます。また、「農福連携⁶」による働く場の確保に努めるとともに、特別支援学校卒業者や離職者に対する就職の支援、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進等、障がい者雇用全体についての取り組みを、関係機関やサービス事業者等と協力して進めます。

さらに、障がいのある人の希望や能力に沿った就労の実現を図るために、令和7年10月に「就労選択支援事業」が開始される予定です。就労アセスメントの手法を活用し、円滑な事業実施に努めます。

(4) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。障がい福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画について、滞りなく作成できる体制の確保に努めます。

また、五泉市障がい者基幹相談支援センターを核とした相談支援ネットワークの構築を図ります。

⁶ 農福連携とは、障がい者などが農業で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会に参画する機会をつくる取り組みのことです。
この取り組みによって、担い手不足や高齢化が進む農業分野において新たな働き手の確保につながる可能性があります。

第3節 障がい児支援体制の基本的な考え方

五泉市障がい児福祉計画は、五泉市障がい者計画や五泉市子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図りながら、障がい児通所支援及び相談支援体制の提供の確保と各サービスに関する具体的な数値目標を設定します。

障がいのある子が能力や個性を活かし、地域の中で健やかに成長していくために、発達に応じた支援を受けることができる体制の構築を図ります。

また、障がいのある子が、地域の保育、教育等の支援を受けることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

（1）療育体制の充実

家族が子どもの発達に不安を感じたら、すぐに相談ができ適切な発達支援が受けられるように、早期発見・早期療育体制の充実を図ります。

（2）障がい児通所支援等の充実

障がいのある子どもがより専門的で質の高い発達支援を受けることができるように、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）や障がい児相談支援の提供体制を整備し、サービスの確保に努めます。

（3）切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子ども及びその家族に対し、子どものライフステージに沿った保育・教育・保健・医療・福祉・就労支援等関係機関が連携を図り、情報共有や情報引継ぎを強化して切れ目のない支援体制の構築を図ります。

第4節 地域生活支援事業に関する基本的な考え方

(1) 相談支援事業

障がい者の福祉に関する問題について、障がい者からの相談に応じ必要な情報提供や助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等、必要な援助を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。

また、障がい者等が地域において自立した日常生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となっています。このため、相談支援の担い手を確保するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」と委託相談事業所において、相談支援体制の充実に努めています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者であって、成年後見制度の利用が必要と認められる方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介する手話奉仕員等の派遣を行います。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

(5) 移動支援事業

日常の外出及び余暇活動等、社会参加における外出時の移動支援を行います。

(6) 地域活動支援センター事業

地域において就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、生産活動等のサービスを実施します。

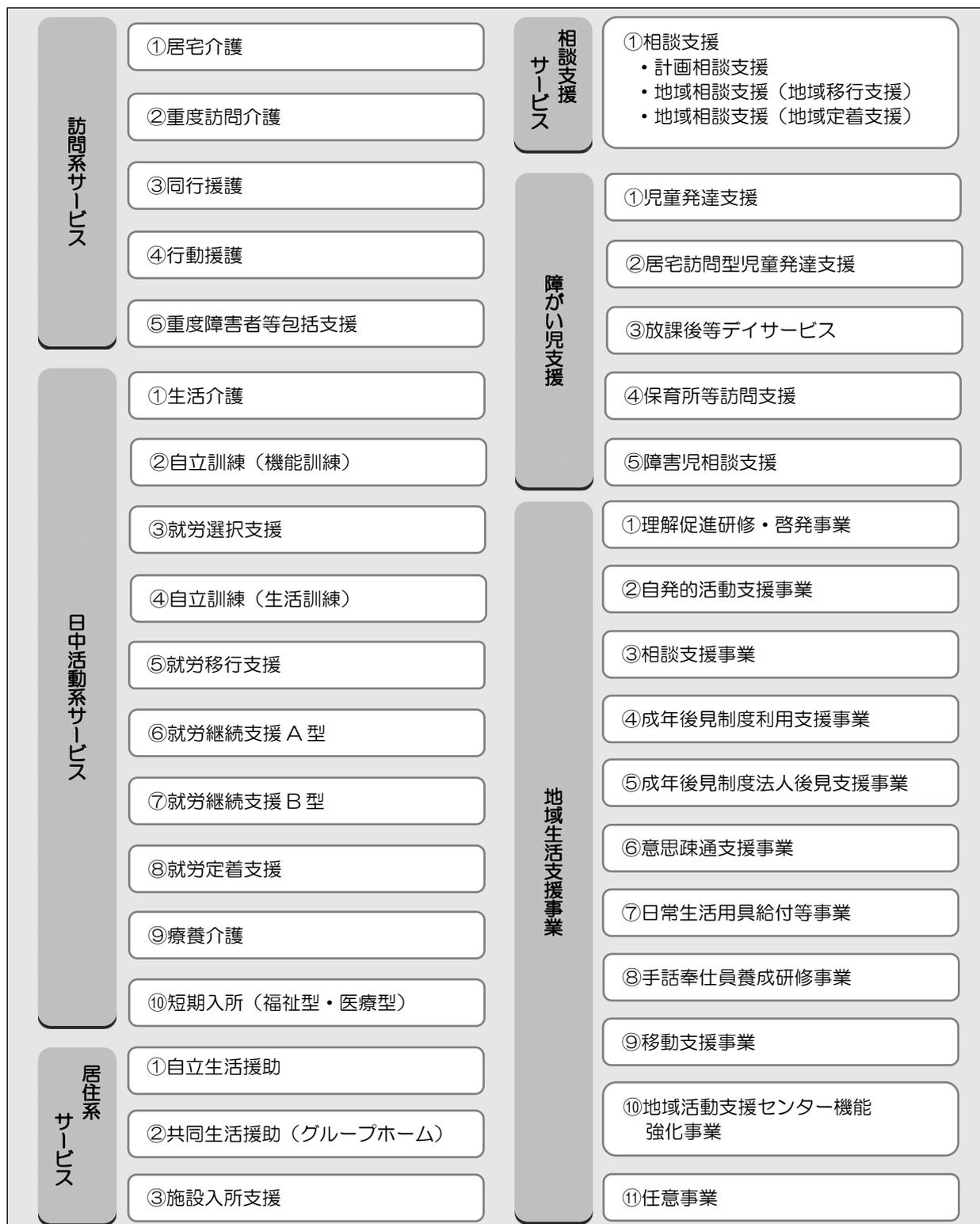
(7) 任意事業

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業、更生訓練費給付事業を実施し、障がい者や障がい者の家族に必要な支援を行います。

第5節 サービスの体系

サービスは、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて提供するサービスと、市の実情に応じて創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系】



第6節 サービス事業所等

令和5年8月現在

施設名・事業所名	指定相談支援事業			日中活動系							居住系			訪問系・短期入所系					障害児支援					
	一般	特定	障害児	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続B型	就労継続A型	就労定着支援	地域活動支援センター	施設入所支援	共同生活援助	福祉ホーム	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	短期入所	日中一時支援	移動支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設
相談支援事業所 あさひの家	○	○	○																					
相談支援事業所 いずみの里	○	○	○																					
相談支援事業所 ふなおか	○	○	○																					
相談支援事業所 え～る		○	○																					
相談支援事業所 緑		○	○																					
障害者支援施設 いずみの里				○						○								○	○					
障害者支援施設 第二いずみの里				○						○								○	○					
自立就労センター いずみ					○		○	○	○															
虹工房						○	○		○	○														
五泉市障害者地域活動支援センター あさひの家										○														
さくらの里				○			○			○														
きなせ家				○			○			○														
ホームヘルプステーション フレンド													○	○	○	○			○					
陽だまり											○													
五泉中央デイサービスセンター					基準該当																			
デイサービスセンター うずらはし																								
特別養護老人ホーム 菅名の里																		空床型						
福祉型障害児入所施設 ふなおか学園																		○	○					○
障害者支援施設 ふなおか更生園				○						○	○							○	○					
フレンズポート ふなおか																			○			○		
五泉社協ヘルプステーション													○	○					○					
五泉市村松デイサービスセンター																								
デイサービスひまわり					基準該当																			
障害福祉サービス短期入所事業 こぐち苑																		空床型						
まごころデイサービス おぎそね																								
五泉市障害者地域生活支援センター こすもすの家																			○			○		
まごころハイツ 吉沢											○													
ピオ二～																								○
ニチケアセンター 五泉														○	○		○		○					
ニチケアセンター 村松														○	○				○					
渡辺プロ														○	○									
ツクイ五泉赤海					該当基準																			
街なかデイサービス たからばこ					共生型																	○	○	
デイサービスセンター春日和船越																								
障がい者グループホームー二三											○													
いんくる五泉 にじいろ船越											○													
みどり多機能ホーム																			○					
ハイタッチ							○																	

第4章 第7期障がい福祉計画

第1節 第6期計画（令和5年度）の数値目標の実施状況

福祉施設・精神科病院から地域生活への移行、地域生活支援拠点の整備ならびに福祉施設からの一般就労への移行について、国の指針等に基づき、令和5年度における数値目標を設定しましたが、それに対する実績は次の通りとなりました。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

○国の基本指針

- ア 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6以上を削減することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【地域生活への移行】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	66人	66人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末時点の入所者数 (B)	64人	66人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標値】 減少見込み (C=A-B) 削減率 (イ=C/A×100)	2人 3.0%	0人 0%	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) 地域移行率 (ア=D/A×100)	2人 3.0%	1人 1.5%	施設入所からグループホームなどに移行する者の見込み数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも1つ整備することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【地域生活支援拠点等の整備】

項目	整備の有無		
	目標値	実績	
令和5年度末時点での地域生活支援拠点等の整備	○有 ・ 無	○有 ・ 無	
項目	数 値		
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	年度	目標値	実績
	令和3年度	1回	1回
	令和4年度	1回	1回
	令和5年度見込み	1回	1回
考え方			
<p>基幹相談支援センターを中心に事業所と連携し緊急時の受入れを行います。 障がい者総合支援協議会において、年1回の検証と検討を行います。</p>			

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

○国の基本指針

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
 就労移行支援事業：1.30倍以上
 就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
 就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上

【一般就労への移行】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数 (A)	2人	2人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値=B/A	5人 2.5倍	4人 2.0倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

【就労移行支援事業】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数 (A)	1人	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値=B/A	2人 2.0倍	2人 2.0倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数

【就労継続支援A型事業】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数 (A)	0人	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値=B/A	1人	1人	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数

【就労継続支援B型事業】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和元年度末時点の一般就労移行者数 (A)	1人	1人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値=B/A	2人 2.0倍	1人 1.0倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

○国の基本指針

- ・令和5年度時点の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を7割以上とすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【就労定着支援事業利用者数】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	5人	2人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値=B/A	2人 40.0%	2人 100.0%	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

③ 就労定着率⁷が8割以上の就労定着支援事業所の割合

○国の基本指針

- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所の割合を、令和5年度末までに7割以上とすることをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【就労定着率8割以上の事業所の割合】

項目	数値	令和5年度 (見込み)	考え方
令和5年度末の 就労定着支援事業所数 (A)	2箇所	2箇所	就労定着支援事業所の数
令和5年度末の就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所の数 (B)	2箇所	2箇所	令和5年度末において就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率8割以上の 事業所の割合 (B/A)	100.0%	100.0%	令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所の割合

⁷ 就労定着率は、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42日以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合です。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

【相談支援体制の充実・強化等】

項目	整備の有無		
	目標値	実績	
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	目標値	実績	
	○有・無	○有・無	
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	目標値	実績	
	○有・無	○有・無	
活動指標	数 値		
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	年度	目標値	実績
	令和3年度	有	有
	令和4年度	有	有
	令和5年度見込み	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	年度	目標値	実績
	令和3年度	12件	10件
	令和4年度	12件	11件
	令和5年度見込み	12件	11件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年度	目標値	実績
	令和3年度	12件	10件
	令和4年度	12件	11件
	令和5年度見込み	12件	11件

活動指標	数 値		
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	年度	目標値	実績
	令和3年度	12件	10件
	令和4年度	12件	11件
	令和5年度見込み	12件	11件
考え方			
<p>基幹相談支援センターで、相談支援専門員への助言・指導、相談を随時受けます。月1回、相談支援専門員を参集し相談支援等連絡会を開き、情報共有や事例検討を行います。</p>			

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とし、これまでの地域の実情を踏まえて設定。

【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

項目	整備の有無		
	目標値	実績	
令和5年度末時点での障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有・無	有・無	
活動指標	数 値		
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年度	目標値	実績
	令和3年度	1人	1人
	令和4年度	1人	0人
	令和5年度見込み	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	年度	目標値	実績
	令和3年度	1回	1回
	令和4年度	1回	1回
	令和5年度見込み	1回	1回
	目標値	実績	
	有・無	有・無	
考え方			
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ参加。障がい福祉サービス等の請求審査において、エラーが多い件数を分析し、事業所へ通知する。			

第2節 第7期計画（令和8年度）の数値目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針等に基づき、令和8年度における数値目標を次のとおり設定しました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

○国の基本指針

- ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【地域生活への移行】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	68人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度末時点での入所者数（B）	66人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 減少見込み（ $C=A-B$ ） 削減率（ $\text{イ} = C/A \times 100$ ）	2人 2.9%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数（D） 地域移行率（ $\text{ア} = D/A \times 100$ ）	2人 2.9%	施設入所からグループホームなどに移行する者の見込み数

【数値設定にあたっての考え方】

現状でのグループホームへの地域移行は困難であり、施設入所者の高齢化・重度化を見込んで数値を設定しました。

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

【地域生活支援の充実】

項目	数値		考え方
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所		各市町村において整備（複数市町村による共同整備を含む。）する。
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人		コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度	1回	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を行う。
	令和7年度	1回	
	令和8年度	1回	
考え方（想定される機能、体制等）			
基幹相談支援センターを中心に、事業所と連携し緊急時の受入れを行います。 障がい者総合支援協議会において、年1回の検証と検討を行います。			

【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績等を勘案して数値を設定しました。

② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【強度行動障害を有する者への支援体制の充実】

項目	整備の有・無	考え方
目標年度末時点での支援体制の有無	有 ・ 無	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

【整備に向けての考え方】

基幹相談支援センターを中心に支援ニーズを把握し、事業所と連携を図り、支援体制の整備を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

○国の基本指針

- ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

就労移行支援事業：1.31倍以上

就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上

就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

- ・さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

【一般就労への移行】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	4人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値=B/A	8人 2.0倍	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数

【数値設定にあたっての考え方】

就労支援事業等の利用者及びこれまでの実績等を勘案して数値を設定しました。

【就労移行支援事業】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	4人	令和3年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B/A	6人 1.5倍	令和8年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の就労移行支援事業所の数 (C)	1箇所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数 (D) 目標値 = D/C	1箇所 100.0%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

【就労継続支援A型事業】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B/A	1人	令和8年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数

【就労継続支援B型事業】

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和3年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B/A	1人	令和8年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

○国の基本指針

- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【就労定着支援事業利用者数】

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 (A)	1人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 = B/A	2人 2.0倍	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績及び地域のニーズなどを勘案して数値を設定しました。

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

○国の基本指針

- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」は、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

【就労定着率7割以上の事業所の割合】

項目	数値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数 (A)	2箇所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所数 (B) 目標値 = B/A	1箇所 5割	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績等を踏まえて数値を設定しました。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【相談支援体制の充実・強化等】

項目	数値	考え方		
目標年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	各市町村において設置する		
項目	整備の有・無	考え方		
目標年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	○有・無	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援など		
目標年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	○有・無	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施など		
活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言		11件	11件	11件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援		13件	13件	13件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		130回	130回	130回
個別事例の支援内容の検証の実施		0回	0回	0回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		0人	0人	0人

活動指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数（頻度）	9回	9回	9回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	5団体	5団体	5団体
協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	14回	14回	14回
考え方			
<p>基幹相談支援センターで、相談支援専門員への助言・指導、相談を随時受けます。月1回、相談支援専門員を参集し相談支援等連絡会を開き、情報共有や事例検討を行います。</p>			

【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績等を踏まえて数値を設定しました。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

項目	整備の有・無	考え方		
目標年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	○有 ・ 無	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有など		
活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数		1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数		1回	1回	1回
考え方				
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ参加。障がい福祉サービス等の請求審査において、エラーが多い件数を分析し、事業所へ通知する。				

【数値設定にあたっての考え方】

これまでの実績等を踏まえて数値を設定しました。

第3節 第7期計画（令和6～8年度） 障がい福祉サービスの見込量

（1）訪問系サービス

訪問系サービスの利用希望は多いことから、引き続き必要な量のサービスを提供できるように努めます。また、指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。

① 居宅介護

■内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談・助言を行います。

■対象者

- ・ 障害支援区分が区分1以上の人
- ・ 障がい児にあっては、これに相当する支援の度合いである者

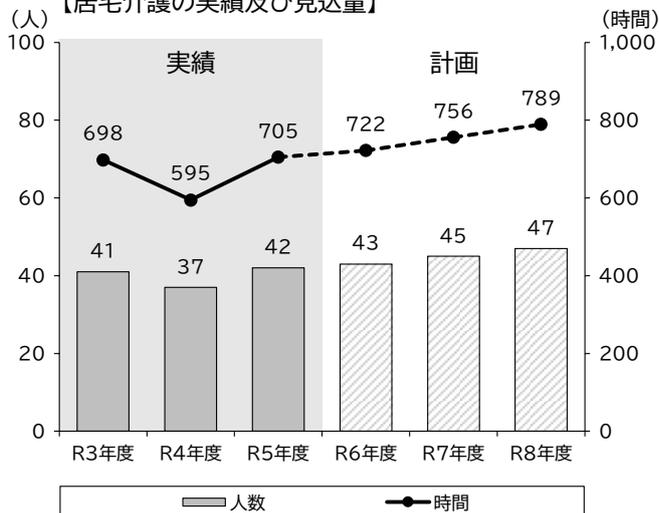
【居宅介護の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	796	841	889	722	756	789
	実績	698	595	705	—	—	—
	計画比(%)	87.7	70.7	79.3	—	—	—
人数	見込量	45	47	49	43	45	47
	実績	41	37	42	—	—	—
	計画比(%)	91.1	78.7	85.7	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【居宅介護の実績及び見込量】



② 重度訪問介護

■内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談・助言等を総合的に行います。

■対象者

障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、かつ「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人

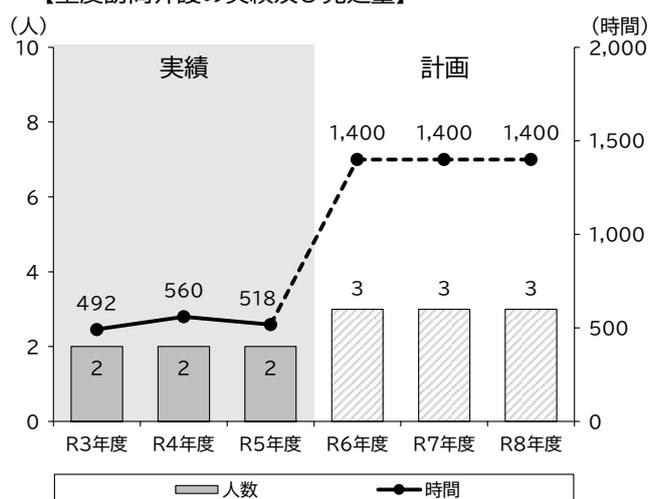
【重度訪問介護の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	600	600	600	1,400	1,400	1,400
	実績	492	560	518	—	—	—
	計画比(%)	82.0	93.3	86.3	—	—	—
人数	見込量	2	2	2	3	3	3
	実績	2	2	2	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	100.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【重度訪問介護の実績及び見込量】



③ 同行援護

■内容

外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の外出する際に必要な援助を行います。

■対象者

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人

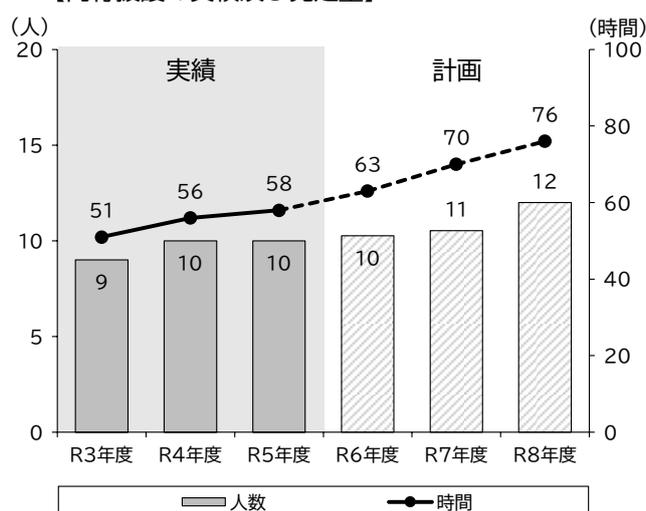
【同行援護の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	44	45	46	63	70	76
	実績	51	56	58	—	—	—
	計画比(%)	115.9	124.4	126.1	—	—	—
人数	見込量	10	11	12	10	11	12
	実績	9	10	10	—	—	—
	計画比(%)	90.0	90.9	83.3	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【同行援護の実績及び見込量】



④ 行動援護

■内容

行動上著しい困難があつて常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

■対象者

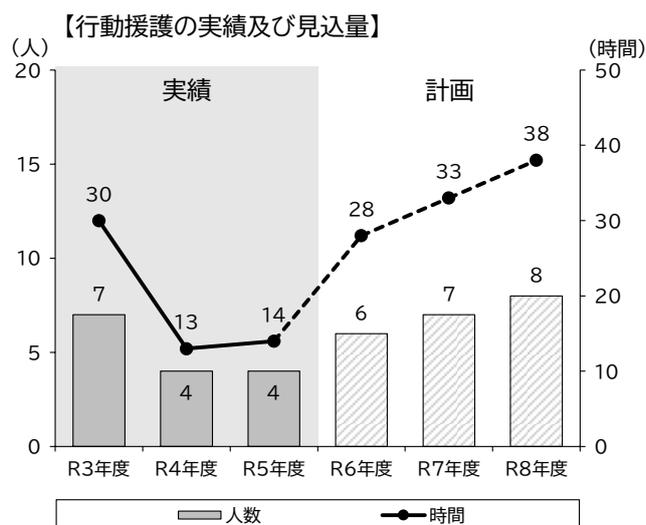
- ・ 障害支援区分が区分3以上で、知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が制限され、行動することがとても困難で、常に介護が必要な人
- ・ 障がい児にあつては、これに相当する支援の度合いである者

【行動援護の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	38	40	42	28	33	38
	実績	30	13	14	—	—	—
	計画比(%)	78.9	32.5	33.3	—	—	—
人数	見込量	9	10	11	6	7	8
	実績	7	4	4	—	—	—
	計画比(%)	77.8	40.0	36.4	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



⑤ 重度障害者等包括支援

■内容

重度の障がい者で常時介護を必要とする人に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■対象者

障害支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合い）の常時介護を要する重度の障がい者で特に介護の必要な程度が高いと認められた人

【重度障害者等包括支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

現在のところ市内に実施可能な事業所もなく、今後の体制整備については、状況により検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用は伸びており、サービス量の確保とともに、サービスの質的向上も求められています。障がいのある人の障がい状態やニーズに合わせて選択できる日中活動の場の整備に努めます。また、短期入所等については、サービス提供事業所や医療機関との連携を図り、サービス量の確保に努めます。

① 生活介護

■内容

障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために行われる必要な援助を行います。

■対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人

①障害支援区分が区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上）

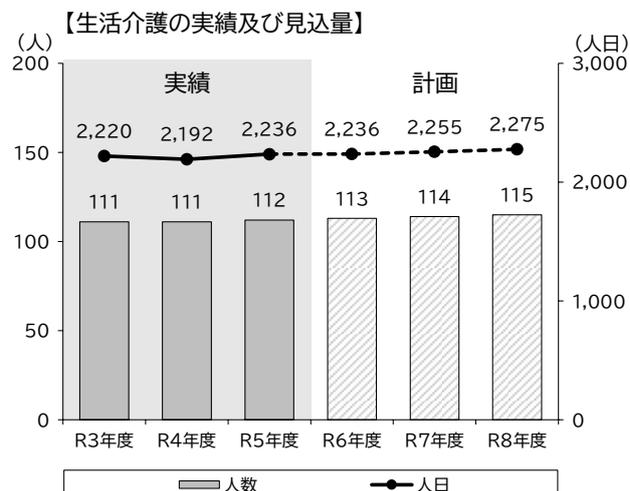
②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

【生活介護の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	2,383	2,543	2,714	2,236	2,255	2,275
	実績	2,220	2,192	2,236	—	—	—
	計画比(%)	93.2	86.2	82.4	—	—	—
人数	見込量	118	125	133	113	114	115
	実績	111	111	112	—	—	—
	計画比(%)	94.1	88.8	84.2	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



② 自立訓練（機能訓練）

■内容

障がい者支援施設等において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言等を行います。

■対象者

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者

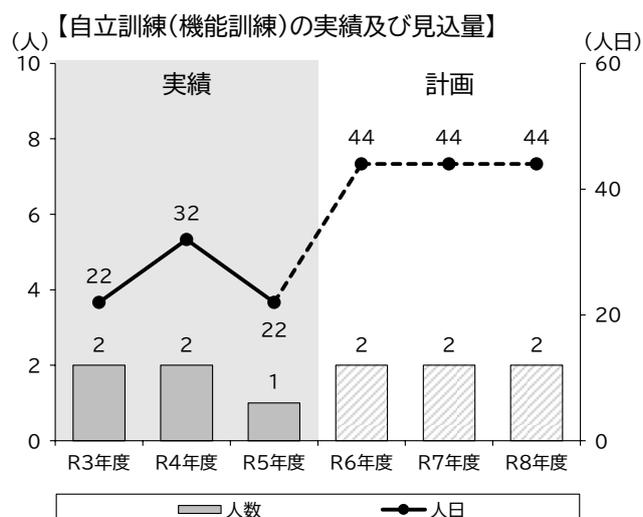
- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人
- ②特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 等

【自立訓練（機能訓練）の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	10	10	10	44	44	44
	実績	22	32	22	—	—	—
	計画比(%)	220.0	320.0	220.0	—	—	—
人数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	1	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	50.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



③ 就労選択支援

■内容

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

■対象者

就労を希望する障がい者又は、就労の継続を希望する障がい者

【就労選択支援の見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	—	20	35
	実績	—	—	—
	計画比(%)	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和7年10月開始予定となっていることから、利用希望者の適性に合った支援を行えるよう事業所の整備を検討します。

見込量は、就労移行支援及び就労継続支援A・B型サービスの実績や特別支援学校在学者数から推計しました。

④ 自立訓練（生活訓練）

■内容

障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言等を行います。

■対象者

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人

②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 等

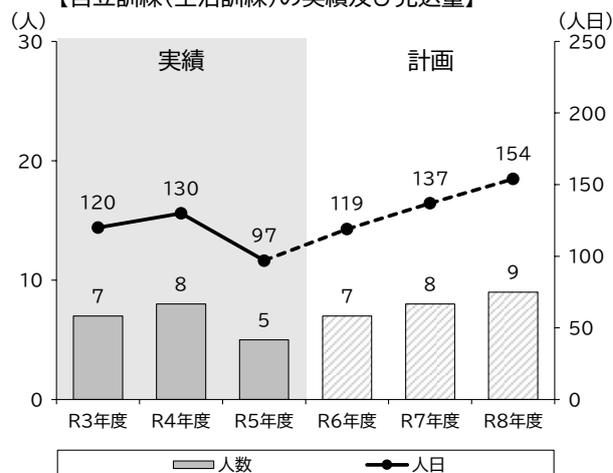
【自立訓練（生活訓練）の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	200	236	277	119	137	154
	実績	120	130	97	—	—	—
	計画比(%)	60.0	55.1	35.0	—	—	—
人数	見込量	12	13	16	7	8	9
	実績	7	8	5	—	—	—
	計画比(%)	58.3	61.5	31.3	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【自立訓練(生活訓練)の実績及び見込量】



⑤ 就労移行支援

■内容

生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

■対象者

就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な 65 歳未満の人 等

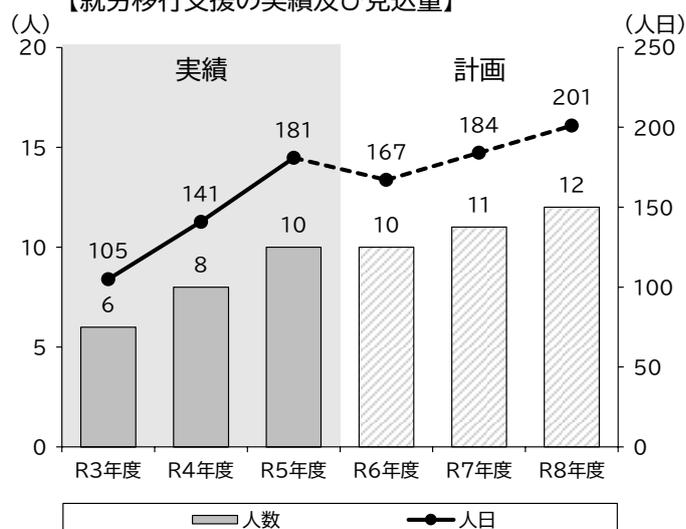
【就労移行支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	121	127	134	167	184	201
	実績	105	141	181	—	—	—
	計画比(%)	86.8	111.0	135.0	—	—	—
人数	見込量	9	10	11	10	11	12
	実績	6	8	10	—	—	—
	計画比(%)	66.7	80.0	90.9	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【就労移行支援の実績及び見込量】



⑥ 就労継続支援A型

■内容

生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、利用者と事業者が雇用契約を結びます。

■対象者

企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）

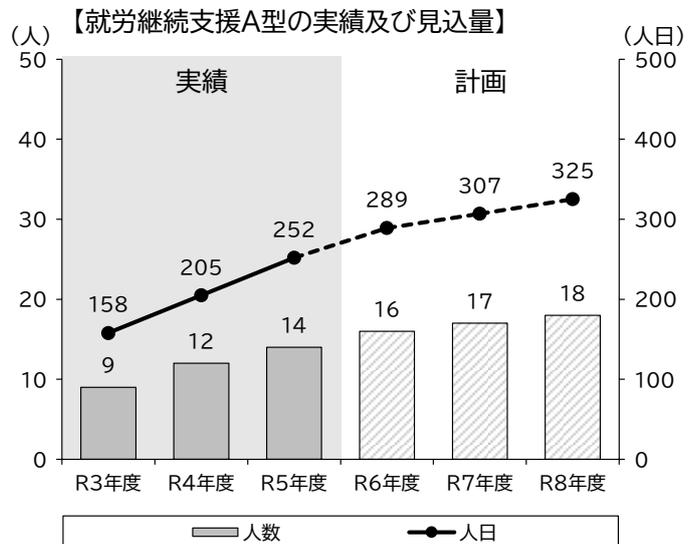
- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人
- ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人
- ③企業等を退職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

【就労継続支援A型の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	186	188	190	289	307	325
	実績	158	205	252	—	—	—
	計画比(%)	84.9	109.0	132.6	—	—	—
人数	見込量	11	12	13	16	17	18
	実績	9	12	14	—	—	—
	計画比(%)	81.8	100.0	107.7	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



⑦ 就労継続支援B型

■内容

生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、利用者と事業者の雇用契約は必要ありません。

■対象者

就労移行支援事業を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人

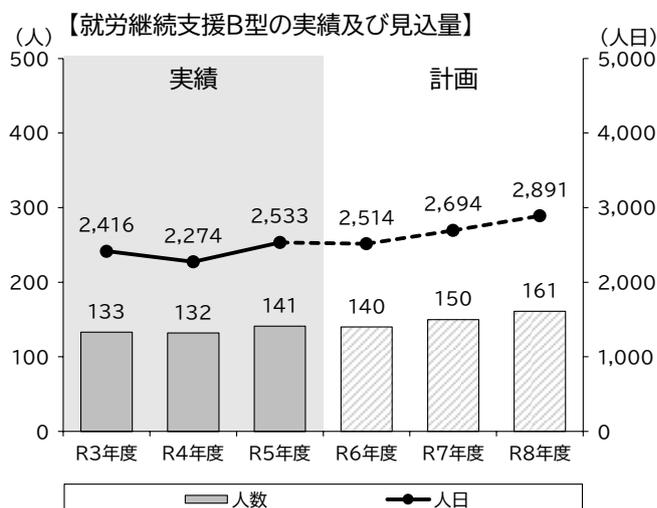
- ①就労経験がある人であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人
- ③上記①②に該当しない人であって、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者等

【就労継続支援B型の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日	見込量	2,471	2,778	3,123	2,514	2,694	2,891
	実績	2,416	2,274	2,533	—	—	—
	計画比(%)	97.8	81.9	81.1	—	—	—
人数	見込量	134	150	168	140	150	161
	実績	133	132	141	—	—	—
	計画比(%)	99.3	88.0	83.9	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



⑧ 就労定着支援

■内容

就労に伴う生活リズムや体調の管理、給料の浪費などの生活面の課題に対して就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

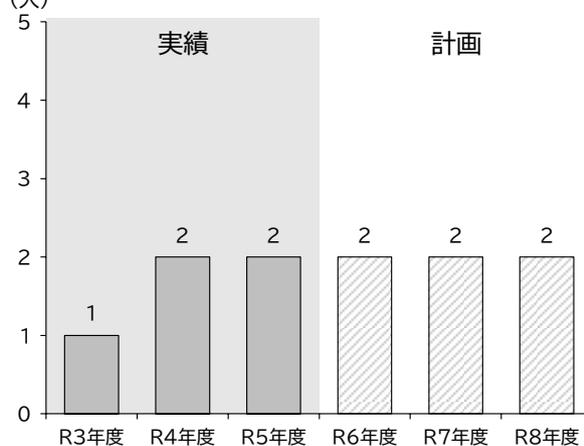
【就労定着支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	1	2	2	—	—	—
	計画比(%)	50.0	100.0	100.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

実績等が少ないことから、令和5年度の実績見込量を据え置きました。

【就労定着支援の実績及び見込量】



⑨ 療養介護

■内容

病院で主として昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■対象者

病院等への長期の入院における医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人
 ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人
 ②筋ジストロフィー患者または、重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人

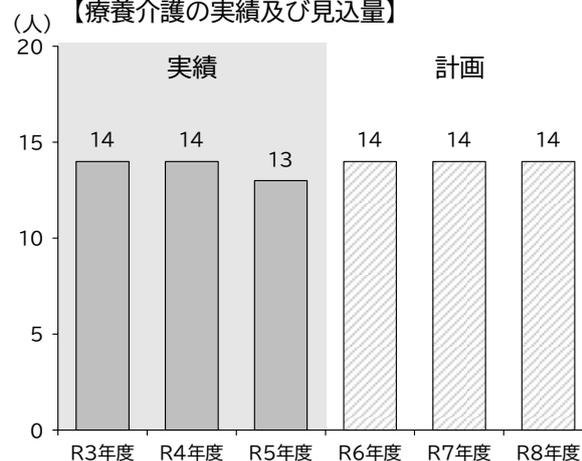
【療養介護の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	14	14	14	14	14	14
	実績	14	14	13	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	92.9	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

実績等が少ないことから、令和5年度の実績見込量を据え置きました。

【療養介護の実績及び見込量】



⑩ 短期入所

■内容

障がい者支援施設等へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

■対象者

【福祉型】

- ・ 障害支援区分1以上である障がい者
- ・ 障がい児の障がいの程度に応じて定める区分における区分1以上に該当する障がい児

【医療型】

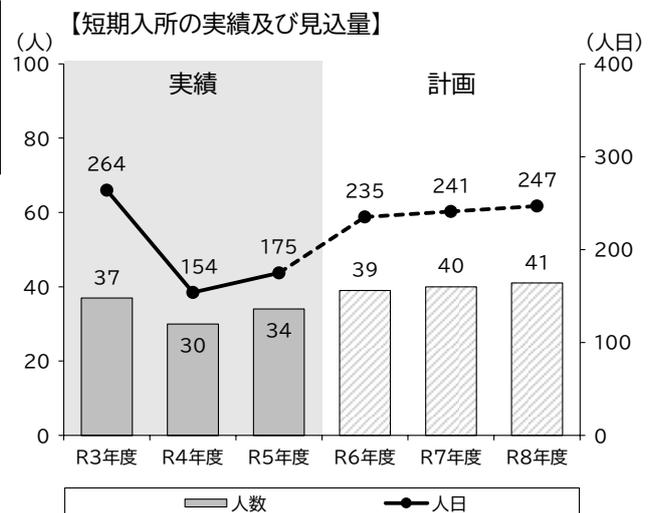
- ・ 遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

短期入所は第7期以降、福祉型と医療型に分けて見込量を示します。なお、第6期の実績は合計値で収集しており、比較のために合計値の見込み量もあわせて示します。

【短期入所の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

			第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 （福祉型+医療型）	人日	見込量	227	250	275	235	241	247
		実績	264	154	175	—	—	—
		計画比(%)	116.3	61.6	63.6	—	—	—
	人数	見込量	27	28	29	39	40	41
		実績	37	30	34	—	—	—
		計画比(%)	137.0	107.1	117.2	—	—	—
短期入所 （福祉型）	人日	見込量				229	235	241
		実績				—	—	—
		計画比(%)				—	—	—
	人数	見込量				37	38	39
		実績				—	—	—
		計画比(%)				—	—	—
短期入所 （医療型）	人日	見込量				6	6	6
		実績				—	—	—
		計画比(%)				—	—	—
	人数	見込量				2	2	2
		実績				—	—	—
		計画比(%)				—	—	—

見込量設定にあたっての考え方
令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



(3) 居住系サービス

グループホームについては、サービスを担う事業者の新規開設を促し、グループホームの計画的な整備を進め、障がいのある人の住まいの確保に努めます。

また、障がいのある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発を進めていきます。

① 自立生活援助

■内容

主に施設入所やグループホーム、精神科病院から1人暮らしへの移行を希望する障がい者について、定期的な巡回訪問や電話、メール等による随時の対応により、障がい者の理解力や生活力等を補うための、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

■対象者

- ①施設入所やグループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した人
- ②単身または障がいや疾病等を有する家族と同居している人のうち、居宅において1人暮らしをする際に自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある人

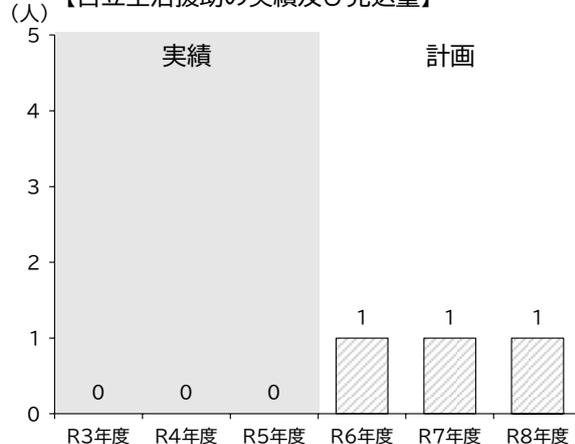
【自立生活援助の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

実績等が少ないことから、今後の体制整備については、状況により検討していきます。

【自立生活援助の実績及び見込量】



② 共同生活援助（グループホーム）

■内容

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■対象者

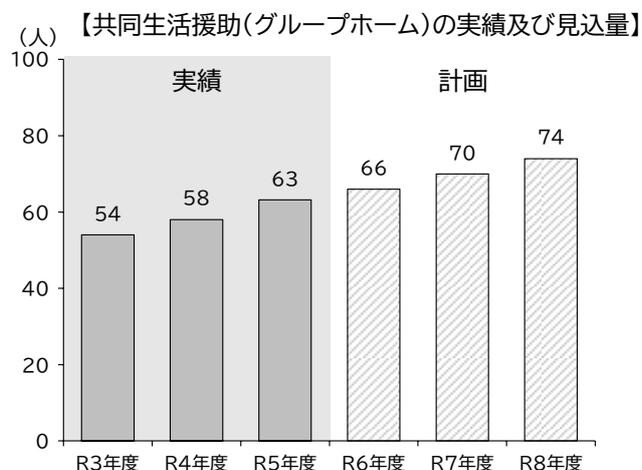
障がい者（身体障がい者については、65歳未満または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）

【共同生活援助（グループホーム）の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	54	59	64	66	70	74
	実績	54	58	63	—	—	—
	計画比(%)	100	98.3	98.4	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



③ 施設入所支援

■内容

その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

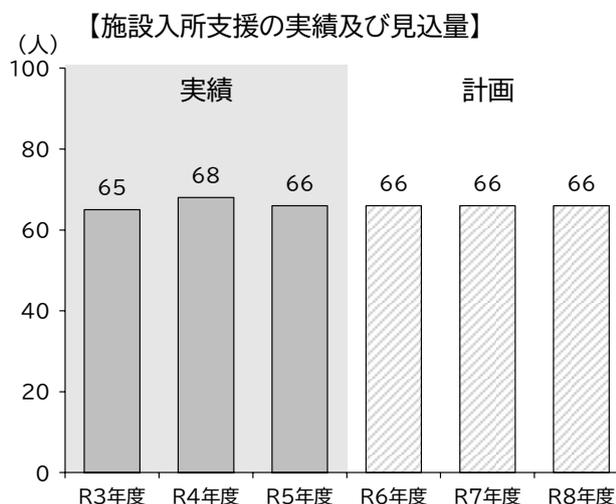
■対象者

- ①生活介護利用者のうち、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人
- ②自立訓練または就労移行支援利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人等

【施設入所支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	65	65	64	66	66	66
	実績	65	68	66	—	—	—
	計画比(%)	100.0	104.6	103.1	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方
福祉施設入所者等の地域生活移行を勘案して推計しました。



(4) 相談支援

サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるように、「五泉市障がい者基幹相談支援センター」を地域相談支援の拠点とし、市内にある各相談支援事業所と連携し、支援を行っていきます。また、専門的な相談支援が実施できる体制を整えるため、相談支援専門員等の質的向上に取り組んでいきます。

① 計画相談支援

■内容

障がい福祉サービスを利用する人に対し、計画的な支援を提供するために、「サービス等利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認、調整を行います。

■対象者

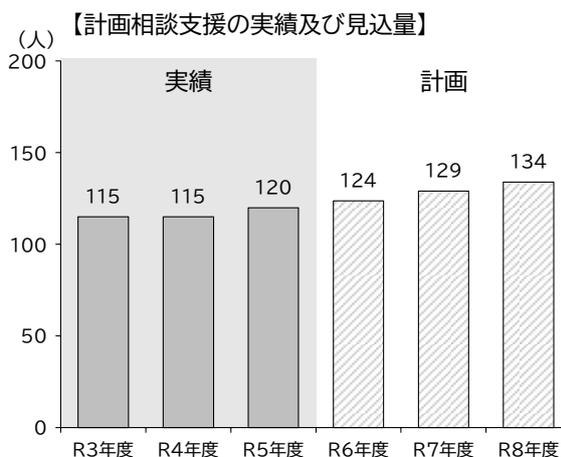
障がい福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障がい児・者（障がい児相談支援を利用する人を除く）

【計画相談支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	116	121	127	124	129	134
	実績	115	115	120	—	—	—
	計画比(%)	99.1	95.0	94.5	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



② 地域相談支援（地域移行支援）

■内容

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院等をしている人に対して、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

■対象者

- ①障がい者支援施設、療養介護を行う病院に入院している障がい者 等
- ②精神科病院に入院している精神障がい者 等

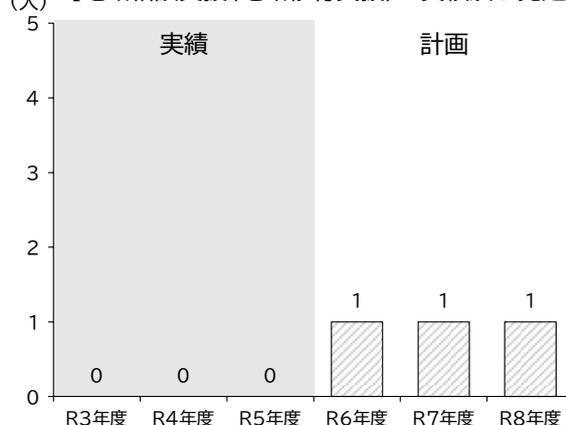
【地域相談支援（地域移行支援）の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

実績等が少ないことから、今後の体制整備については、状況により検討していきます。

【地域相談支援（地域移行支援）の実績及び見込量】



③ 地域相談支援（地域定着支援）

■内容

居宅において単身等で生活する人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

■対象者

- ①居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある人
- ②居宅において家族と同居している人であっても、家族が障がい・病気のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人 等

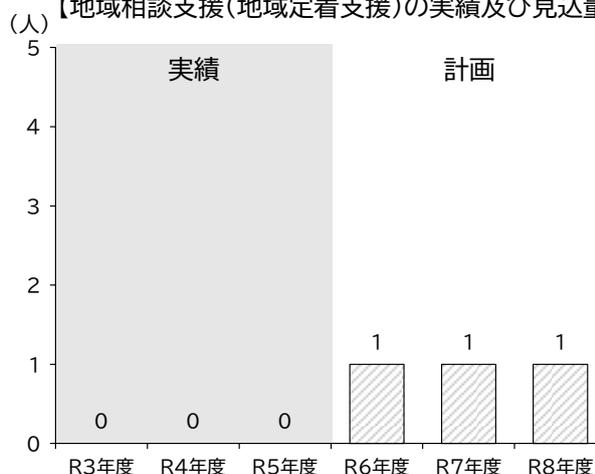
【地域相談支援（地域定着支援）の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

実績等が少ないことから、今後の体制整備については、状況により検討していきます。

【地域相談支援（地域定着支援）の実績及び見込量】



(5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人が、心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行っていきます。

■内容

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

■対象者

地域住民

【ペアレントトレーニング⁸やペアレントプログラム⁹等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）の見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	7	7	7	11	11	11
	実績	10	10	11	—	—	—
	計画比(%)	142.9	142.9	157.1	—	—	—

【ペアレントメンター¹⁰の人数の見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	100.0	—	—	—

⁸ ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者の方を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学びます。子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

⁹ ペアレントプログラムとは、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。

「行動で考える」

「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」

「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。

¹⁰ ペアレントメンターのメンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。

発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。

【ピアサポート¹¹の活動への参加人数の見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	36	36	36	22	22	22
	実績	18	20	22	—	—	—
	計画比(%)	50.0	55.5	61.1	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
療育教室で実施しているペアレントトレーニングの実人数及びアンケート結果に基づく利用意向ニーズを加味して推計しました。
- ペアレントメンターの人数
令和5年度の実績見込量、及び療育教室で実施しているペアレントトレーニングにも従事している人数を推計しました。
- ピアサポートの活動への参加人数
令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

¹¹ ピアサポートとは、同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間＝英語で「peer」（ピア）＝が、体験を語り合い、回復をめざす取り組みのことです。

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制をめざし、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築します。

■内容

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けます。

■対象者

地域住民

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	見込量	2	2	3	2	2	3
	実績	2	2	3	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	100.0	—	—	—

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	25	25	25	25	25	25
	実績	26	26	25	—	—	—
	計画比(%)	104.0	104.0	100.0	—	—	—

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	見込量	2	2	3	2	2	3
	実績	2	2	3	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	100.0	—	—	—

【精神障がい者の地域移行支援の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	－	－	－

【精神障がい者の地域定着支援の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	－	－	－

【精神障がい者の共同生活援助の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	6	6	6	30	30	30
	実績	4	7	3	－	－	－
	計画比(%)	66.6	116.7	50.0	－	－	－

※第6期は新規利用者数で見込量を設定していましたが、第7期からは実利用者数で設定することとなりました。

【精神障がい者の自立生活援助の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	－	－	－
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	－	－	－

【精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の実績及び見込量】

		第7期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数	見込量	1	1	1
	実績	－	－	－
	計画比(%)	－	－	－

見込量設定にあたっての考え方

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
障がい者総合支援協議会の開催より見込みました。
- 精神障がい者の地域移行支援・精神障がい者の地域定着支援・精神障がい者の自立生活援助
実績等が少ないことから、令和5年度の実績見込量を据え置きました。
- 精神障害者の共同生活援助
令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）
今後の体制整備については、状況により検証していきます。

(7) 地域生活支援事業

1) 必須事業

障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくために、関係部局との連携を図りつつ、「地域生活支援事業」の各種サービス等の提供体制の整備を進めます。

① 理解促進研修・啓発事業

■内容

障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

■対象者

地域住民

【理解促進研修・啓発事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	有	－	－	－

見込量設定にあたっての考え方

障がい者理解へのイベント開催を見込みました。

② 自発的活動支援事業

■内容

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

■対象者

障がい者等、その家族、地域住民など

【自発的活動支援事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	－	－	－

見込量設定にあたっての考え方

事業所（あさひの家）への事業委託を見込みました。

③ 相談支援事業

■内容

市内2箇所に相談支援事業者を置き、中立・公平性を確保し、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。

■対象者

障がい者等、障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う人

【障害者相談支援事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

【基幹相談支援センターの実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

【基幹相談支援センター等機能強化事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

【住宅入居等支援事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

見込量設定にあたっての考え方

障害者相談支援事業：事業所（あさひの家・いずみの里）への事業委託を見込みました。
 基幹相談支援センター等機能強化事業：事業所（あさひの家）への事業委託を見込みました。

住宅入居等支援事業：事業所（あさひの家）への事業委託を見込みました。

④ 成年後見制度利用支援事業

■内容

知的障がい者・精神障がい者であって、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

■対象者

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者

【成年後見制度利用支援事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	8	10	12	4	4	4
	実績	2	3	2	—	—	—
	計画比(%)	25.0	30.0	16.7	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量と今後のニーズを勘案して見込みました。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

成年後見制度における後見等の義務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■対象者

法人後見の実施を予定している団体 等

【成年後見制度法人後見支援事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

現在、法人後見の実施している団体があるため、制度の活用について連携して取り組んでいきます。

⑥ 意思疎通支援事業（手話奉仕員派遣事業）

■内容

聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。

■対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者 等

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 件 数	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	1	2	2	—	—	—
	計画比(%)	33.3	66.7	66.7	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の実績見込量と今後のニーズを勘案して見込みました。

⑦ 日常生活用具給付等事業

■内容

日常生活用具を必要とする人に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。

■対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって、当該用具を必要とする人

【日常生活用具給付等事業の実績及び見込量（給付等件数／年）】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護訓練 支援用具	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	7	1	2	—	—	—
	計画比(%)	233.3	33.3	66.7	—	—	—
② 自立生活 支援用具	見込量	9	9	9	9	9	9
	実績	5	2	9	—	—	—
	計画比(%)	55.6	22.2	100.0	—	—	—
③ 在宅療養等 支援用具	見込量	19	19	19	19	19	19
	実績	13	10	15	—	—	—
	計画比(%)	68.4	52.6	78.9	—	—	—
④ 情報・意思 疎通支援用具	見込量	24	27	30	20	20	20
	実績	20	18	30	—	—	—
	計画比(%)	83.3	66.7	100.0	—	—	—
⑤ 排せつ管理 支援用具	見込量	1,200	1,295	1,397	1,241	1,254	1,266
	実績	1,207	1,217	1,400	—	—	—
	計画比(%)	100.6	94.0	100.2	—	—	—
⑥ 住宅改修費	見込量	2	3	4	4	4	4
	実績	2	3	2	—	—	—
	計画比(%)	100.0	100.0	50.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

- ①～③・⑥：実績等が少ないことから、令和5年度の実績見込量を据え置きました。
 ④・⑤：平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■内容

手話で日常会話を行うことができる手話奉仕員を養成します。

■対象者

実施主体が適当と認めた人

【手話奉仕員養成研修事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	12	12	12	14	14	14
	実績	5	11	8	—	—	—
	計画比(%)	41.7	91.7	66.7	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

五泉市が実施する手話奉仕員養成講座の入門編と基礎編を、隔年ごとに実施した実績人数から推計しました。

⑨ 移動支援事業

■内容

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動支援を行います。

■対象者

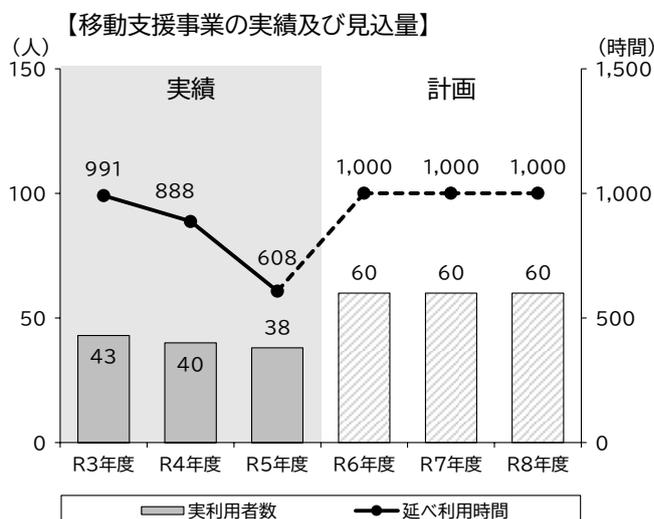
障がい児・者等であって、市が外出時に移動の支援が必要と認めた人

【移動支援事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	見込量	59	61	64	60	60	60
	実績	43	40	38	—	—	—
	計画比(%)	72.9	65.6	59.4	—	—	—
延べ利用時間	見込量	1,928	2,038	2,155	1,000	1,000	1,000
	実績	991	888	608	—	—	—
	計画比(%)	51.4	43.6	28.2	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

平成30年度より5年分の実績から伸び率を平均し、令和5年度の見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

■内容

障がいのある人などが通い、創作活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

■対象者

障がい児・者 等

【地域活動支援センター機能強化事業の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	見込量	313	329	347	有*	有*	有*
	実績	297	228	227	—	—	—
	計画比(%)	94.9	69.3	65.4	—	—	—

※第7期からは、実施の有無で見込量を設定することとなりました。

見込量設定にあたっての考え方

地域活動支援センターへの事業委託を見込みました。

2) 任意事業

必須事業のほか、地域のニーズなどに合わせて、市が自主的に取り組む各種サービス等の提供体制の検討・実施を進めます。

① 訪問入浴サービス

■内容

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

■対象者

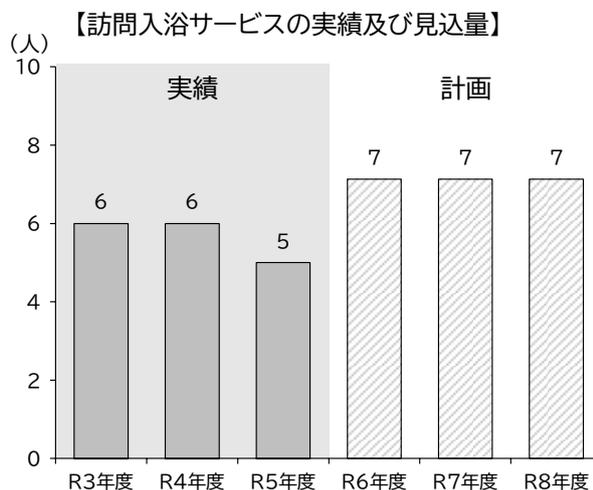
この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の重度身体障がい者 等

【訪問入浴サービスの実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	見込量	4	4	4	7	7	7
	実績	6	6	5	—	—	—
	計画比(%)	150.0	150.0	125.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



② 日中一時支援

■内容

障がい者等に活動の場を提供するとともに、日中の家族不在時の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

■対象者

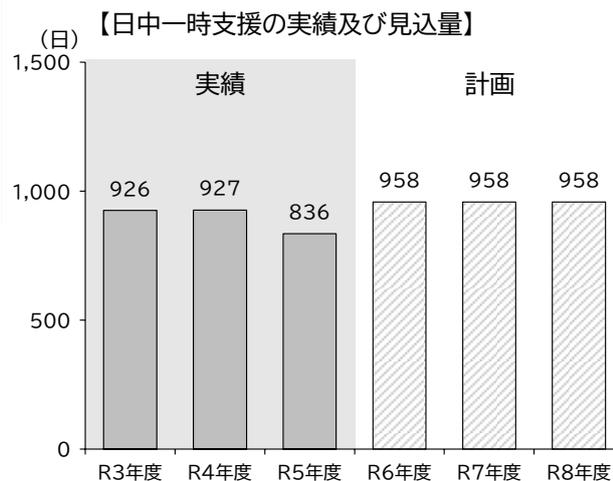
障がい児・者 等

【日中一時支援の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ 利用 日数	見込量	942	946	950	958	958	958
	実績	926	927	836	—	—	—
	計画比(%)	98.3	98	88.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。



③ スポーツ・レクリエーション教室開催等

■内容

各種スポーツ教室・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者がスポーツに触れる機会等を提供します。

■対象者

障がい児・者 等

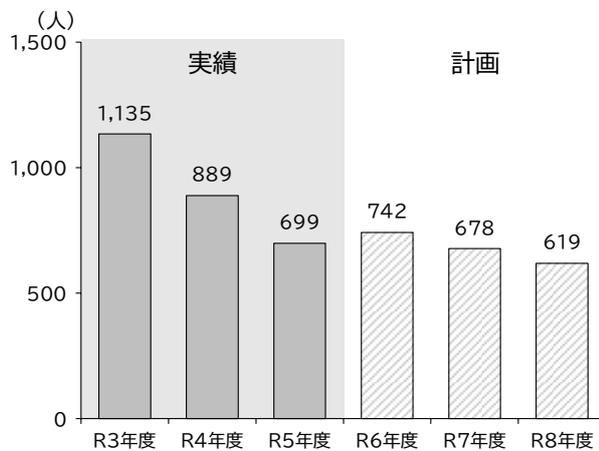
【スポーツ・レクリエーション教室開催等の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数	見込量	1,000	1,000	1,000	742	678	619
	実績	1,135	889	699	—	—	—
	計画比(%)	113.5	88.9	69.9	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【スポーツ・レクリエーション教室開催等の実績及び見込量】



④ 文化芸術活動振興

■内容

作品等の文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

■対象者

障がい児・者 等

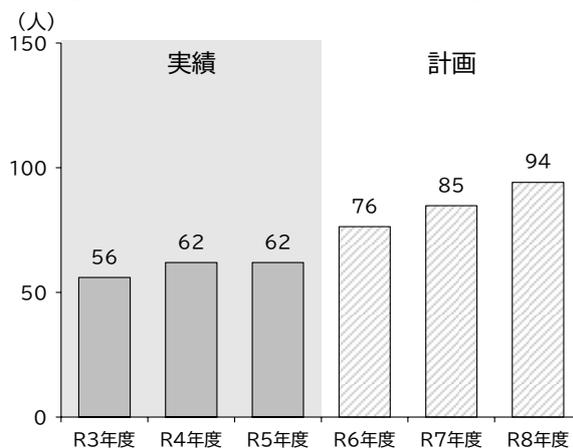
【文化芸術活動振興の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数	見込量	400	400	400	76	85	94
	実績	56	62	62	—	—	—
	計画比(%)	14.0	15.5	15.5	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

ウエルカム作品展の出展人数を見込みました。

【文化芸術活動振興の実績及び見込量】



⑤ 点字・声の広報等発行

■内容

点訳・音声訳その他わかりやすい方法により、広報等の地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に提供します。

■対象者

文字による情報入手が困難な障がい者 等

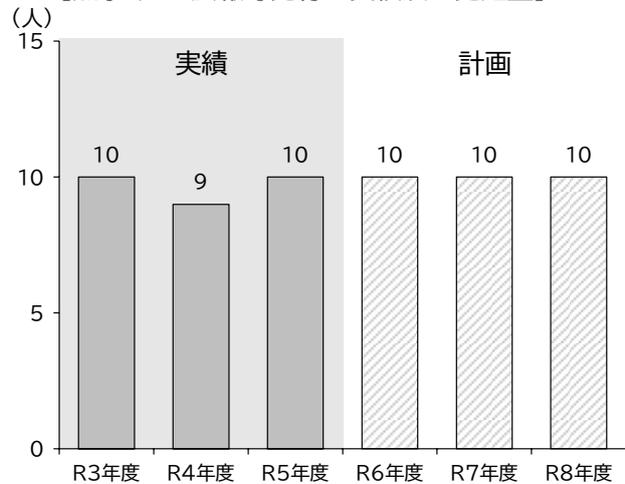
【点字・声の広報等発行の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	見込量	10	11	12	10	10	10
	実績	10	9	10	—	—	—
	計画比(%)	100	81.8	83.3	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【点字・声の広報等発行の実績及び見込量】



⑥ 自動車運転免許取得・改造助成

■内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■対象者

自動車運転免許取得：免許を取得することにより社会参加が見込まれる身体障がい者

改造助成：当該改造によって社会参加が見込まれる重度の障がい者 等

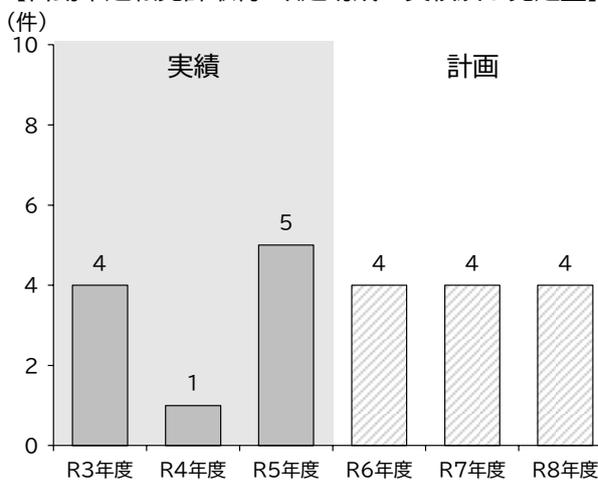
【自動車運転免許取得・改造助成の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 件 数	見込量	2	2	2	4	4	4
	実績	4	1	5	—	—	—
	計画比(%)	200.0	50.0	250.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【自動車運転免許取得・改造助成の実績及び見込量】



⑦ 更生訓練費給付

■内容

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人が、訓練を受けるために必要な費用の一部を助成します。

■対象者

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人

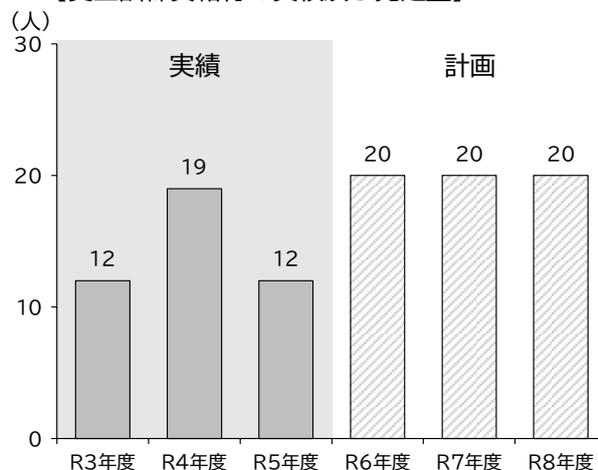
【更生訓練費給付の実績及び見込量】

		第6期実績（令和5年度は見込み）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	見込量	18	18	18	20	20	20
	実績	12	19	12	—	—	—
	計画比(%)	66.7	105.6	66.7	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込量、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【更生訓練費給付の実績及び見込量】



第4節 サービス量の確保策

訪問系サービスのサービス量確保のための方策

障がい児・者が可能な限り在宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援を行う訪問系サービスにおいては、多数の事業所がサービス提供しており、提供体制は整備されている状況と言えますが、事業所調査結果では、9事業所が重度訪問介護・行動援護について、不足していると感じるサービスとして回答しています。

今後も、サービス事業所とのさらなる連携強化等により、利用者のニーズに対応できるよう利用促進に努めます。

また、障がいの重複や重度化、障がいの特性などに応じた、適切なサービスを提供できる体制づくりを推進し、サービス提供事業所の人材育成のための講座の参加促進等を行うなど、障がい福祉サービスの提供体制の整備とともに、質の高いサービス提供の確保に努めます。

日中活動系サービスのサービス量確保のための方策

障がい者が安心して日常生活をより充実したものとし、地域で自立した日常生活をするためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供が重要です。

障がい福祉に関するアンケート結果では、日中活動系サービスの中で生活介護、短期入所等の利用意向が高いものの、強度行動障がいのある人が、必要な日中活動や短期入所を十分に利用できない等の課題もみられます。

そのため、サービス提供事業者との連携を密にしながら、本人の意向に添ったサービス提供ができるよう関係事業所への情報提供などに努めるとともに、多くの事業者が参入できるような体制整備を関係機関と連携して進めます。

また、就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援）の提供にあたっては、教育機関やハローワーク等と連携しながら、効率的、効果的にサービス提供できるように努めるとともに、令和7年10月から開始予定である就労選択支援の提供にあたっては、事業の整備を促進しながら、制度の周知を行います。

なお、一般就労に移行した人への支援については、「就労定着支援」等の利用により職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者に働きかけ、サービスの啓発や利用促進に努めます。また五泉市障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じて、市内企業に障がい者雇用に対する理解が深まるよう働きかけを続けます。

居住系サービスのサービス量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）については、地域移行など地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、今後、さらに必要性が高まると考えられます。また、障がい者が希望する一人暮らし等を実現するために、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援の充実を図る必要があります。

しかし、障がい者が地域の中で、一人ひとりの個性を尊重しながら生活していく上では、障がいに対する理解が広く地域全体で深まることが不可欠です。そのため、イベント等を通じて、障がいに対する情報の提供、理解を周知するなど、今後も地域理解促進のための普及啓発に努めます。

また、平成 30 年度から新設された「自立生活援助」のサービス提供については市内各事業所に働きかけ、連携を図りながら障がいのある人の自立へ向けた支援を引き続き行います。

相談支援サービスのサービス量確保のための方策

相談支援については、障がい福祉に関するアンケート結果・事業所調査結果で、市の障がい福祉サービスの充実に向けて今後必要なものとして多くの事業者が回答しており、障がい福祉に関するアンケート結果でも利用意向が多くあげられていることから、さまざまなサービスの利用ニーズの高まりによって、相談支援の充実がますます期待されていると言えます。

今後も、障がい者のニーズに応じた福祉サービスを利用できるように適切なサービス利用計画の作成のため、対象者の把握を行うとともに、関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の整備を図ります。

地域生活支援事業のサービス量確保のための方策

障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めるため、また、障がいのある人への差別や虐待を防ぐためにも、広報誌や講習会の開催を通じた啓発活動をより積極的に推進します。

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、市民の障がい者理解促進につながる、わかりやすい啓発広報活動の推進に努めます。

相談支援においては、地域の相談支援の拠点としてのワンストップ福祉総合相談となる「五泉市障がい者基幹相談支援センター」と、市内相談支援事業所との連携を強めるとともに、研修会の開催・困難事例等の検討を通じて相談支援専門員の資質向上及び人材育成を図り、福祉・保健・医療・就労・教育等の幅広いニーズに対応できる体制を整えます。

障がい福祉サービスの利用を希望せず、一般就労が困難な障がいのある人に対し、地域活動支援センターの活用を促すなどニーズに応じたさまざまなサービス提供及び相談支援に努めます。障がい者の判断能力が不十分であるものについては、将来の生活やサービス利用の契約等適切な支援が得られるよう成年後見制度の周知による利用を促進し、サービス提供事業者に対しても本制度の啓発に努めます。

また、今後増加するニーズに対応していくために、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制整備についても、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

任意事業のサービス量確保のための方策

任意事業については、地域ニーズに合わせて、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な事業の実施を図ります。

各事業の支給決定量とサービス利用量の状況を把握し、障がいのある人が必要とするサービスが利用できるよう、事業の周知を図ります。

特に、医療的ケアを必要とされている方などが、在宅での安全な入浴を行うために訪問入浴サービスの周知や、障がい者等の日中における活動の場として日中一時支援の活用のため、地域ニーズの把握に努め、日常的にサービス提供事業者や関係機関と連携を図りながら事業を実施します。

第5章 第3期障がい児福祉計画

第1節 第2期計画（令和5年度）の数値目標の実施状況

障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、国の指針等に基づき、令和5年度における数値目標を設定しましたが、それに対する実績は次の通りとなりました。

（1）障がい児支援の提供体制

○国の基本指針

【重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	目標値	令和5年度 (見込み)
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所
保育所等訪問支援の利用できる提供体制	1箇所	0箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	0箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	0箇所

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

○国の基本指針

- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することをめざし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の有無	
	目標値	実績
令和5年度末時点での協議の場	○有・無	○有・無
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	○有・無	○有・無
考え方		
<p>参集者：医療機関、相談支援事業者、障がい児通所支援事業者、保育・教育関係者、医療的ケア児等コーディネーター 等</p> <p>実施内容：障がい者総合支援協議会（こども部会等）や新潟圏域療育支援部会と連携しながら、医療的ケア児の情報共有及び地域支援に関する協議を行います。</p>		

【医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の実績】

		第2期実績（令和5年度は見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	見込量	2	2	2
	実績	2	3	3
	計画比(%)	100	150	150

第2節 第3期計画（令和8年度）の数値目標

本計画では、障がいのある児童の地域支援体制の構築に向け、児童発達支援センターや保育所等での専門的な支援体制等、地域支援のあり方を計画的に位置づけ、施設や体制の整備について、令和8年度を目標年度として以下のとおり設定します。

（1）障がい児支援の提供体制

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
 - ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
 - ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
目標年度末時点での児童発達支援センターの設置	1箇所	開設には、専門的な知識のある人員の配置や施設が必要であることから、近隣市町村との圏域設置又は、単独設置について協議、検討を行い、構築をめざす。
項目	整備の有・無	考え方
目標年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有・無	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
項目	数値	考え方
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	市内には重症心身障がい児の受け入れが可能な事業所はないため、新規参入の働きかけを行い提供体制の構築を行います。
目標年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	市内には重症心身障がい児の受け入れが可能な事業所はないため、新規参入の働きかけを行い提供体制の構築を行います。

(2) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

○国の基本指針

- ・令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	整備の有・無	考え方
目標年度末時点での協議の場	○有 ・ 無	年1～2回の「医療的ケアの必要な児童の支援に関する情報交換会」を開催している。
項目	整備の有・無	考え方
目標年度末時点での医療的ケア児等 ¹² に関するコーディネーターの配置	○有 ・ 無	令和5年度は3人のコーディネーターを配置している。
考え方（想定される体制等）		
参集者：医療機関、相談支援事業者、障がい児通所支援事業者、保育・教育関係者、医療的ケア児等コーディネーター 等		
実施内容：医療的ケア児の個別ケースの情報共有、地域支援に関する協議を行う。		

【医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の見込量】

		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	2	3	3	3	3	3

【見込量設定にあたっての考え方】

実績及び今後の研修会等の受講を見込み、推計しました。

¹² 医療的ケア児等コーディネーターとは、医療的ケア等が必要な子どもの支援を調整する人です。子どもの支援に関わる関係機関（多職種）との連携を図り、子どもの健康を維持しながら地域で生活し続けられるよう、支援のネットワークを構築する役割を持ちます。

第3節 第3期計画（令和6～8年度）障がい児福祉サービスの見込量

（1）障がい児通所支援

需要の増加が予想される事業であることから、利用者のニーズを的確に把握し、今後も引き続き必要なサービス量の確保に努めます。児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童またはその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、支援事業者などとの連携により、支援内容の充実に努めます。

① 児童発達支援

■内容

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■対象者

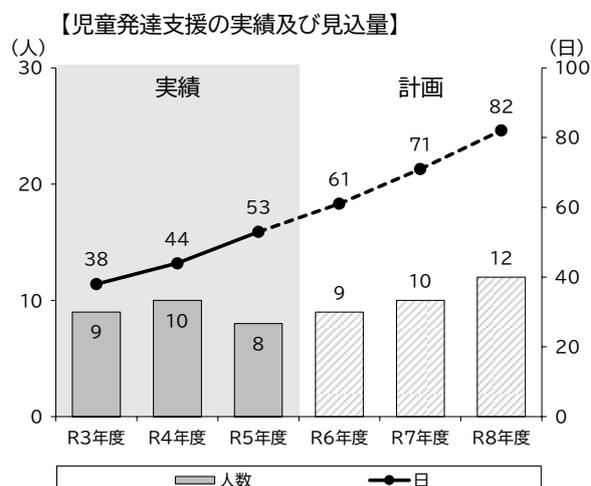
集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
（見込量の設定について、第3期計画より医療型児童発達支援と統合します。）

【児童発達支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日	見込量	31	37	44	61	71	82
	実績	38	44	53	—	—	—
	計画比(%)	122.6	118.9	120.5	—	—	—
人数	見込量	7	8	9	9	10	12
	実績	9	10	8	—	—	—
	計画比(%)	128.6	125.0	88.9	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度より2年分の実績から伸び率を平均して推計しました。



② 放課後等デイサービス

■内容

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

■対象者

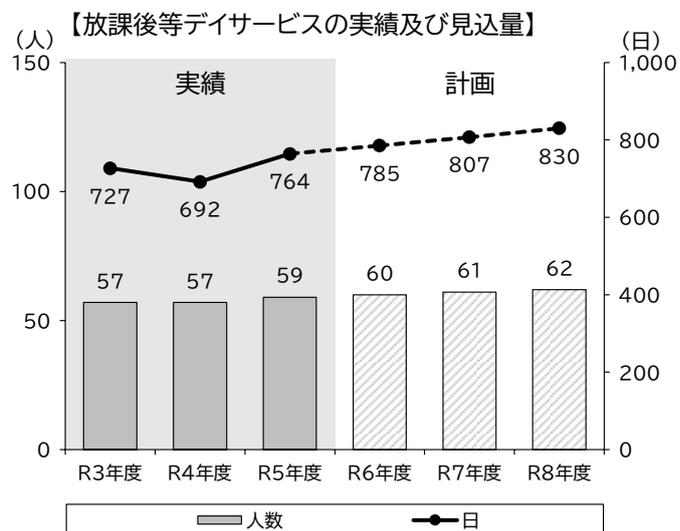
学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児

【放課後等デイサービスの実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日	見込量	897	967	1,044	785	807	830
	実績	727	692	764	—	—	—
	計画比(%)	81	71.6	73.2	—	—	—
人数	見込量	69	74	80	60	61	62
	実績	57	57	59	—	—	—
	計画比(%)	82.6	77	73.8	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から2年分の実績及び、令和5年度見込み量から伸び率を平均して推計しました。



③ 保育所等訪問支援

■内容

保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■対象者

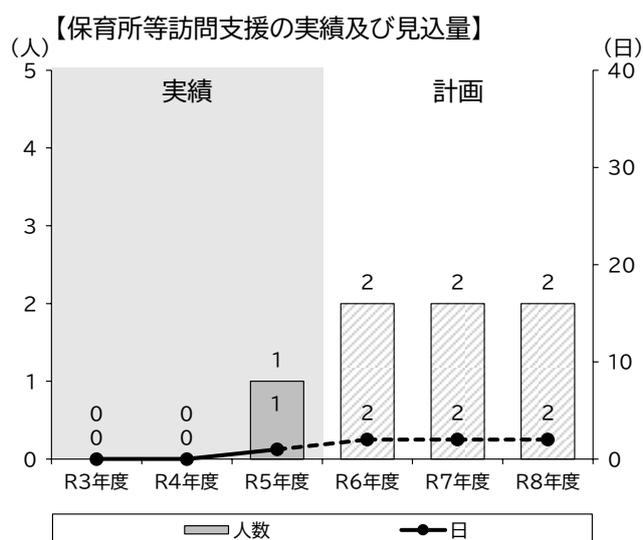
保育園、幼稚園、認定こども園、小学校その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

【保育所等訪問支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	1	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	100.0	—	—	—
人数	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	1	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	100.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和5年度の利用実績見込値と、今後のニーズを勘案して推測しました。



④ 居宅訪問型児童発達支援

■内容

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■対象者

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児

【居宅訪問型児童発達支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比(%)	0.0	0.0	0.0	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

市内及び近隣市町村においても実施可能な事業所がなく利用ニーズも見込めないため、今後の体制整備については、状況により検討していきます。

⑤ 障がい児相談支援

■内容

障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。

■対象者

障がい児通所サービスを利用するすべての障がい児の保護者

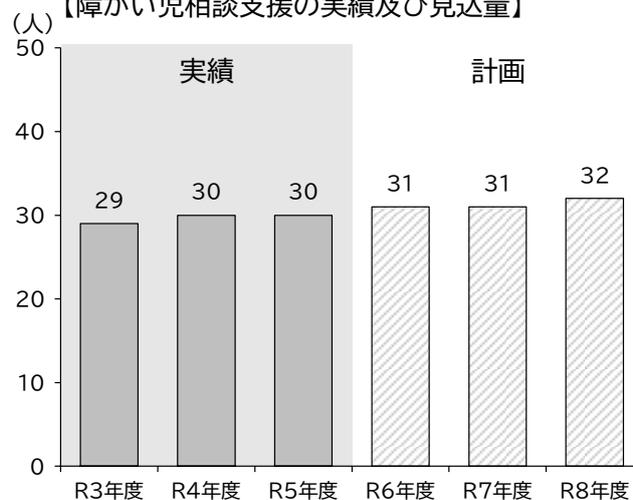
【障がい児相談支援の実績及び見込量（各年度1か月ごと平均）】

		第2期実績（令和5年度は見込み）			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	見込量	39	44	49	31	31	32
	実績	29	30	30	—	—	—
	計画比(%)	74.4	68.2	61.2	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方

令和3年度から令和5年度までの実績見込値、及び今後のニーズを勘案して推計しました。

【障がい児相談支援の実績及び見込量】



第4節 サービス量の確保策

障がい児サービスのサービス量確保のための方策

① 支援体制について

障がい児支援については、その可能性を最大限に伸ばしていくために、成長段階に応じた切れ目のない継続的で一貫した支援が重要です。そのため、保健・福祉・医療・保育・教育と連携を図り、乳幼児から学校卒業までの一貫した継続的な支援体制とともに障がい児通所支援事業所等関係機関との連携を図り、一人ひとりの多様なニーズに対応できるよう努めます。

医療的ケア児の支援については、医療機関と福祉・教育などの関係機関との情報共有に努め、五泉市障がい者総合支援協議会を通じて連携を強化していくことで支援体制の整備を図ります。

② 通所支援サービスについて

早期発見・早期療育につなげるため、乳幼児健診や各種相談事業の場を活用し、保育施設等関係機関と連携を強化してニーズの把握に努めます。また、発達障がい等に関する知識や支援が広がるよう、療育体制の整備・充実に努めます。

既存の障がい児通所支援事業所に対し、保育所等訪問支援事業等の新規事業の参入や事業拡大を働きかけ、近隣の事業所とも連携しながら、サービス提供の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、4事業所が市内でサービスを提供しています。今後もサービス提供事業所や障がい児相談支援事業所と連携し、適正な利用ができるよう努めます。

③ 相談支援について

障がいを持つ児童の適性や発達に応じた適正な支援やサービスが受けられるよう、情報発信に努めるとともに、基幹相談支援センターや福祉関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や増員・定着を働きかけ、専門的な相談体制の整備を図ります。

第6章 計画の推進

(1) 計画の評価・見直し

① 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、1年に1回程度、その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

そのため、作成した計画については、定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応を検討します。本市では五泉市障がい者総合支援協議会が、その審議の場となります。

② 点検・評価結果の反映

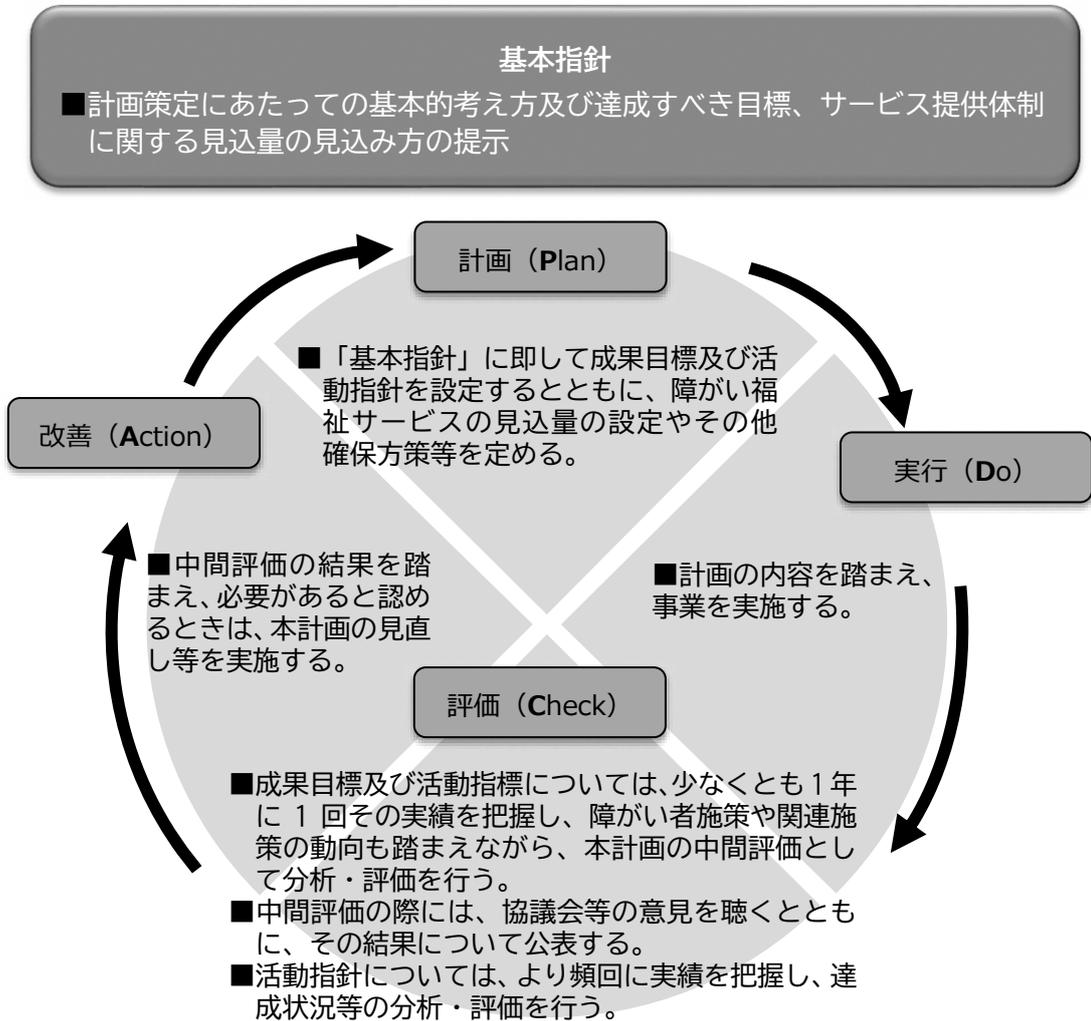
五泉市障がい者総合支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

特にサービス見込量を設定する障がい（児）福祉計画においては、障がい福祉サービス・障がい児通所支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。

- PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。
 - ・毎年1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

- 第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に置き、計画作成の段階において、国の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。

【PDCAサイクルのイメージ】



(2) 計画の推進体制の確保

① 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

② 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・事業者に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、「障がい」の理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現をめざして地域の力を活用します。

③ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、市に登録を行った事業者がサービス提供者となりますが、これらの事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がい者等が継続的にサービスを利用できるように、さらに検討を進めます。

〈資料編〉

(1) 五泉市障がい者総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、五泉市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障がい者計画等の進捗管理、策定及び見直しに関すること。
- (2) 障がい者に関するサービス等の課題への対応に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (5) 障がい者虐待防止に関すること。
- (6) その他障がい者施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者により 30 人以内で構成する。

- (1) 障害者相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス提供事業者
- (3) 保健・医療・消防関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 障がい者等関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 警察関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

2 協議会は、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

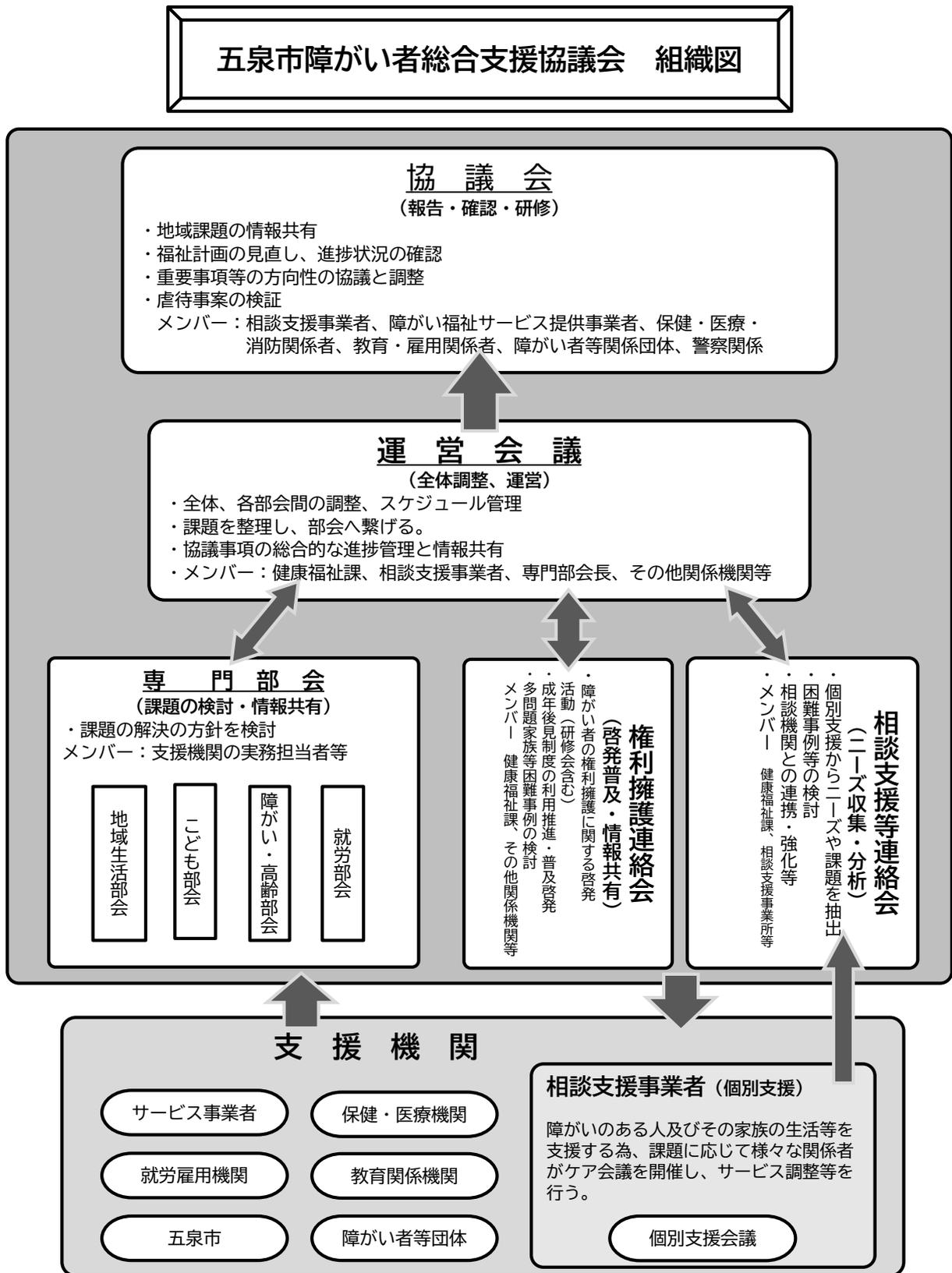
この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

(2) 五泉市障がい者総合支援協議会組織図



(3) 五泉市障がい者総合支援協議会委員名簿

区 分		団体・機関	氏 名
1号委員 障害者相談支援事業者	1	障害者相談支援事業所いずみの里	ササキ アツコ 佐々木 敦子
2号委員 障害福祉サービス 提供事業者	2	新潟県中東福祉事務組合	○ 見原 マコト 見原 真
	3	社会福祉法人中東福祉会	井上 祐子 イノウエ ユウコ
	4	社会福祉法人五泉市社会福祉協議会	◎ 横山 シンゾウ 横山 信藏
	5	医療法人社団五十嵐整形外科 (在宅複合型施設ひまわり)	タナベ ヒトシ 田邊 斉
3号委員 保健・医療・消防関係者	6	社団法人五泉市東蒲原郡医師会	コヤマ タカシ 小山 隆
	7	特定医療法人 青山信愛会 新津信愛病院	アリサカ ハルカ 有坂 知佳
	8	消防本部消防署	ヤマダ コウヘイ 山田 幸平
4号委員 教育・雇用関係者	9	新潟県立五泉特別支援学校	マキノ オサム 牧野 統
	10	校長会（五泉北中学校）	サトウ ハジメ 佐藤 元
	11	五泉商工会議所	ワタナベ ナルミ 渡辺 成美
	12	新津公共職業安定所	イケダ ヤス子 池田 八寿子
5号委員 障がい者等関係団体	13	五泉市民生委員児童委員協議会	セイノ ケンジ 清野 謙二
	14	五泉市身体障害者福祉協会	関川 マサヒ 関川 和幸
	15	五泉市精神障害者家族会まつかぜ会	サカイ ミチ子 菅井 ミチ子
	16	新潟いなほの会	カネコ フミ代 金子 郁代
7号委員 警察関係者	17	五泉警察署	タカハシ アキノリ 髙橋 明紀
8号委員 その他市長が認める者	18	新潟地域振興局健康福祉部	タナカ ノブアキ 田中 信明
	19	総務課長	イシカワ サトシ 石川 聡
	20	企画政策課長	ツカノ カスヤ 塚野 一也
	21	高齢福祉課長	ツカノ ミユキ 塚野 美由紀
	22	学校教育課長	イノウエ マサ夫 井上 雅夫
	23	商工観光課長	ナカムラ コウスケ 中村 康輔
	24	都市整備課長	イカラシ タケシ 五十嵐 剛
	25	農林課長	ワタナベ アキラ 渡辺 彰

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

(4) 五泉市障がい者総合支援協議会開催経過

年 月 日	内 容
令和5年 7月31日	<p>第1回 五泉市障がい者総合支援協議会</p> <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度実績報告について ・五泉市における障がい者の状況 ・第6期 障がい福祉計画 実績報告 ・第2期 障がい児福祉計画 実績報告 ・五泉市相談支援実績 <p>【協議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度 活動計画等について ・五泉市の障がい者に関する専門部会の検討課題 活動計画 ・五泉市障がい者基幹相談支援センター事業計画 ・五泉市障がい者総合支援協議会 スケジュール (案) ・第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画策定スケジュール (2) その他
令和5年 11月27日	<p>第2回 五泉市障がい者総合支援協議会</p> <p>【協議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉に関するアンケート調査結果 障がい福祉サービス事業者に対するアンケート調査結果について ・第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画について ・質疑・応答 ・その他
令和6年 3月12日	<p>第3回 五泉市障がい者総合支援協議会</p> <p>【協議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画について ・質疑・応答 ・令和5年度の活動報告について ①専門部会 (地域生活部会、こども部会、障がい・高齢部会、就労部会) ②連絡会 (相談支援等連絡会、権利擁護連絡会) ・その他

(5) 障害者基本法（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
 - 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
 - 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
 - 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

- 第十七条** 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

- 第十八条** 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

- 第十九条** 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。
- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

- 第二十条** 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

- 第二十一条** 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。
- 2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。
 - 4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

- 第二十二条** 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
 - 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

- 第二十三条** 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制

の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用率等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(市町村等の責務)

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。以下同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

- 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

第五章 障害福祉計画

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(7) 児童福祉法（抜粋）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

第二節 定義

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第二章 福祉の保護

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第7期五泉市障がい福祉計画・第3期五泉市障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

企画・編集 五泉市 健康福祉課

住所 〒959-1692

新潟県五泉市太田 1094 番地 1

電話 0250-43-3911(代表)

F A X 0250-43-0417